

教育に関する事務の管理及び 執行状況の点検・評価報告書

【対象年度：平成30年度】

令和元年8月
美里町教育委員会

目 次

はじめに	1
教育委員会の概要、会議運営等	
1 教育委員会の職務	3
2 教育委員会組織	4
3 教育委員会関連経費	5
4 教育委員会の会議運営状況	7
5 教育相談の実施状況	16
点検・評価	
1 点検・評価の対象と方法	
(1) 点検・評価の対象	18
(2) 点検・評価の方法	19
2 前年度の課題の改善状況	
(1) 教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況	20
(2) 評価委員会から指摘された課題の改善状況	21
3 点検・評価の結果	
(1) 教育委員会の会議運営	24
(2) 教育委員会が管理及び執行する事務	執行状況 28
	法令点検 46
(3) 総合計画を推進するための取組	49
評価委員会からの意見	
1 点検・評価の対象と方法について	
(1) 点検・評価の対象	58
(2) 点検・評価の方法	58
2 点検・評価の結果について	59
まとめ	
1 課題と改善策	
(1) 未解決となっている前年度の課題と解決策	63
(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策	64
(3) その他、改善すべき課題と改善策	67
2 来年度の点検・評価に向けて	68
資 料	
1 関係法令チェックシート【対象年度：平成30年度】	(別冊)

はじめに

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、公表するものです。

教育委員会の自己点検・自己評価の目的は、合議制の教育委員会が自らの活動のほか、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行うことで、町民への説明責任を果たすことにあります。

また、自己点検・自己評価の結果から、今後の取組の改善につなげ、合理的かつ効果的な教育行政の一層の推進につなげていくものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 2 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免及びその他の人事に関すること。
- 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 6 教科書その他の教材の取扱に関すること。
- 7 校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 10 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 11 学校給食に関すること。
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 13 スポーツに関すること。
- 14 文化財の保護に関すること。
- 15 ユネスコ活動に関すること。
- 16 教育に関する法人に関すること。
- 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

教育委員会の概要、会議運営等

1 教育委員会の職務

教育委員会の職務は、地方自治法（以下「自治法」という。）第180条の8の規定により、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化等に関する事務を管理し及びこれを執行します。教育委員会の職務権限の行使は、地教行法第14条の規定により、合議体として教育委員会の決定により行われます。

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織します。教育長は、任期が3年で町長が町長の被選挙権を有する人の中から議会の同意を得て任命します。

委員は、定数が4人で、任期は4年です。町長が町長の被選挙権を有する人の中から議会の同意を得て委員を任命します。町長が委員を任命するに当っては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、委員のうちに保護者であるものが含まれるように努めなければならないこと、の2つの要件が規定されています。また、委員定数の過半数の者が同一の政党に所属することになってはならないとされ、一つの政党の影響力が教育行政の運営に及ぼされ、教育行政の中立と安定が失われることがないように配慮されています。

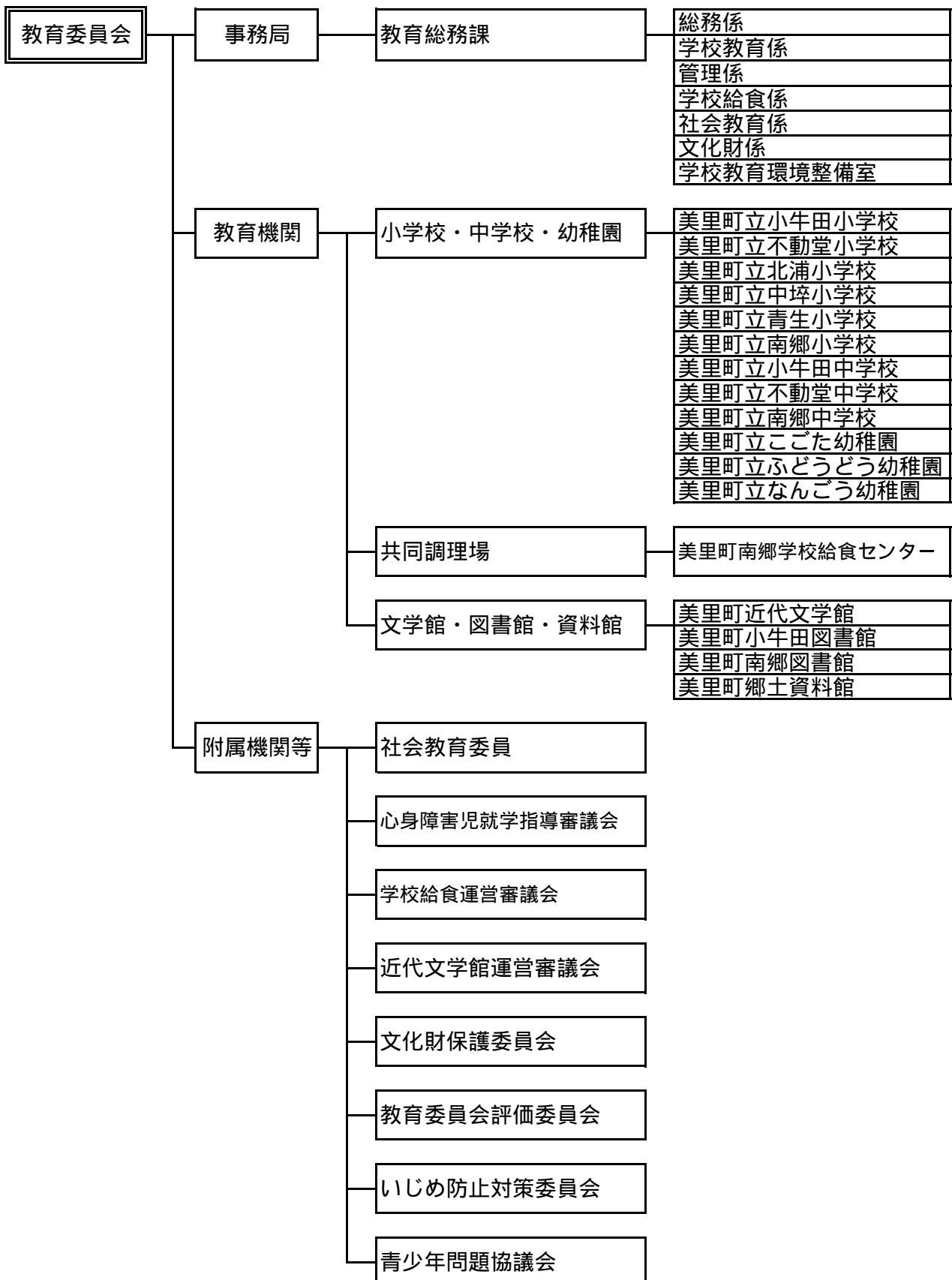
教育委員会は、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務処理を行うための事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督します。

教育長、委員名簿

職	氏名	就任年月日	任期	備考
教育長	大友 義孝	平成30年2月20日	令和3年2月19日	1期
委員(教育長職務代理者)	後藤 眞琴	平成30年2月20日	令和4年2月19日	2期
委員	成澤 明子	平成29年2月20日	令和3年2月19日	2期
委員	千葉 菜穂美	平成28年2月20日	令和2年2月19日	2期
委員	留守 広行	平成31年2月20日	令和5年2月19日	2期

2 教育委員会組織

平成31年4月1日現在



3 教育委員会関連経費

平成30年度 一般会計決算 (歳出10款教育費)

(5項4目の文化会館費、6項1目の保健体育総務費、6項2目の体育施設費は除いています。)

単位:千円

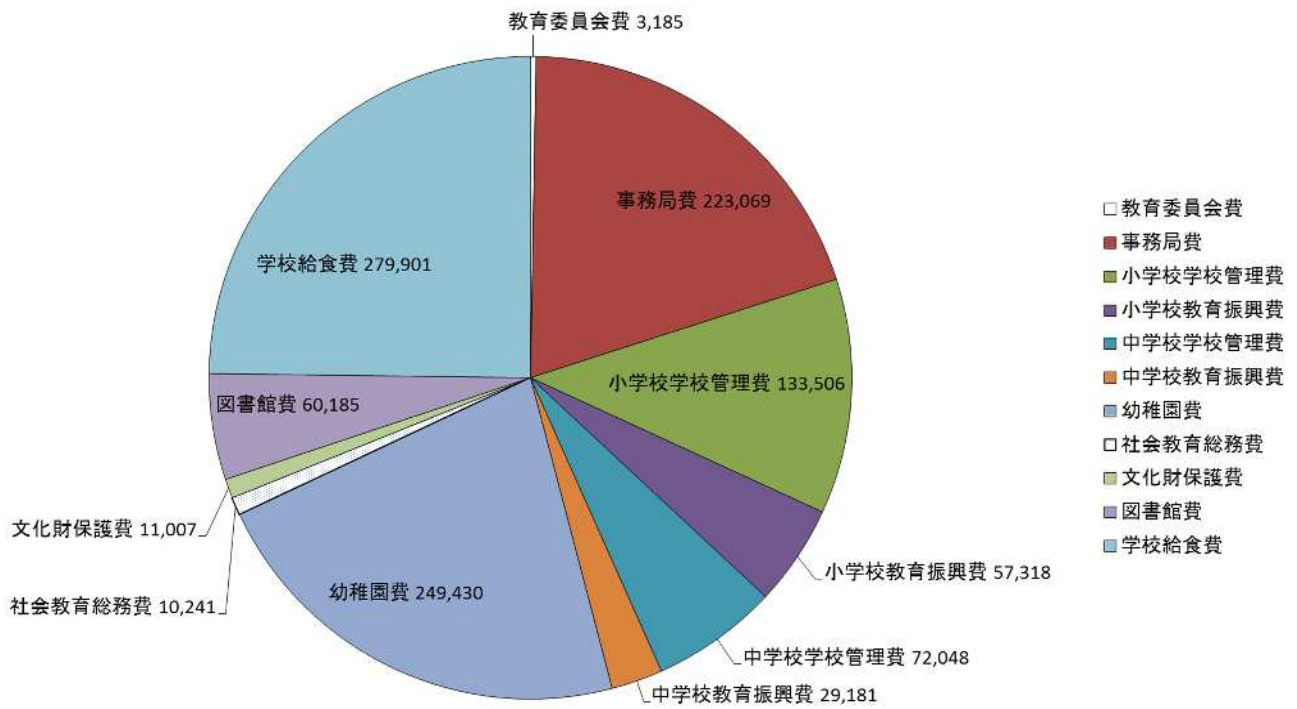
款 項 目	平成30年度 決算額 A	繰越 明許費	事故繰越	平成29年度 決算額 B	前年対比 A-B
10教育費	1,129,071	666,416		1,099,261	29,810
1教育総務費	226,254			208,471	17,783
1教育委員会費	3,185			3,057	128
2事務局費	223,069			205,414	17,655
2小学校費	190,824	378,280		185,119	5,705
1学校管理費	133,506	378,280		129,121	4,385
2教育振興費	57,318			55,998	1,320
3中学校費	101,229	221,516		102,026	-797
1学校管理費	72,048	221,516		72,278	-230
2教育振興費	29,181			29,748	-567
4幼稚園費	249,430	66,620		240,433	8,997
1幼稚園費	249,430	66,620		240,433	8,997
5社会教育費	81,433			88,297	-6,864
1社会教育総務費	10,241			8,869	1,372
2文化財保護費	11,007			11,096	-89
3図書館費	60,185			68,332	-8,147
6保健体育費	279,901			274,915	4,986
3学校給食費	279,901			274,915	4,986
合 計	1,129,071	666,416		1,099,261	29,810

100円以下を端数調整しています。

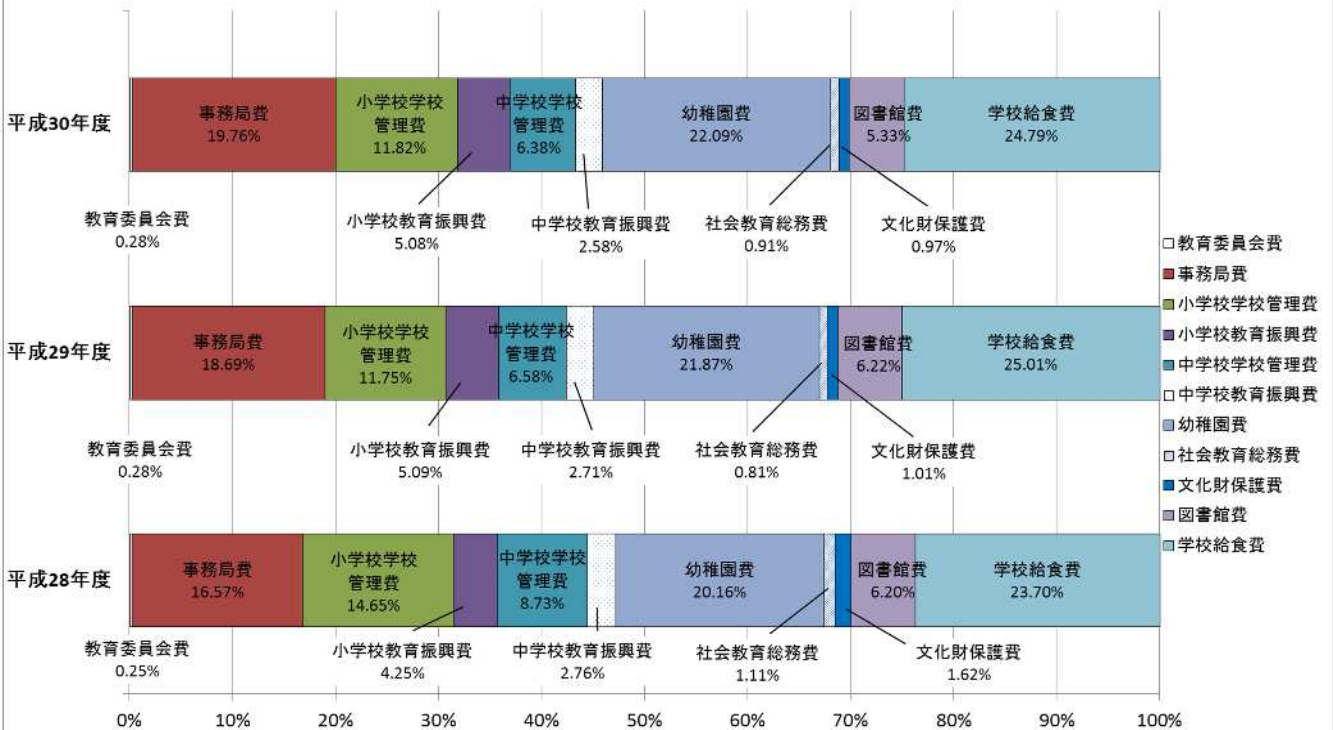
平成30年度美里町一般会計歳出決算額10,841,612千円に対し、教育委員会が管理する教育費は10.4%です。

H30 一般会計決算

単位:千円



年度比較



4 教育委員会の会議運営状況

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 回数	傍聴者			
臨時	平成30年4月4日 午後1時00分開議 午後1時20分閉会 (20分)	5	審議	3	1	議案第1号 美里町部活動指導員設置規則について	6	0			
					2	議案第2号 美里町学校給食費に関する条例施行規則について					
					3	議案第3号 学校給食調理施設運営規則について					
			計					6			
定例	平成30年4月24日 午後1時30分開議 午後4時37分閉会 (3時間7分)	5	報告	3	1	報告第1号 平成30年度指導主事学校(園)訪問について	6	0			
					2	報告第2号 平成29年度生徒指導に関する報告(3月分、まとめ)					
					3	報告第3号 区域外就学について					
			審議	1	1	議案第4号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について					
					1	平成31年度使用教科用図書の採択について			13		
			協議	3	2	美里町教育大綱(案)について(継続協議)		11			
					3	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)					
					3	行事予定等について			2		
			その他	3	2	小学校運動会の出席者について		8			
					3	平成30年5月教育委員会定例会の開催日について			8		
					計						48
			定例	平成30年5月29日 午後1時38分開議 午後5時35分閉会 (3時間57分)	5	報告	5	1	報告第5号 平成30年度生徒指導に関する報告(4月分)		0
								2	報告第6号 平成29年度教育相談に関する報告		
3	報告第7号 平成29年度美里町学校教育の重点努力事項の点検・評価に関する報告										
4	報告第8号 平成30年度学習・生活習慣調査(第1回)に関する報告										
5	報告第9号 平成29年度学校評議会に関する報告										
審議	2	1				議案第5号 美里町近代文学館運営審議会委員の選任について					
		2				議案第6号 美里町文化財保護委員会委員の選任について					
協議	3	1				平成30年美里町議会6月会議(補正予算)について		6			
		2				「平成30年度 美里町の教育」について			34		
		3				基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)					
その他	3	1				行事予定等について					
		2				遠田郡中学校総合体育大会の出席者について					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 回数	傍聴者
					3	平成30年6月教育委員会定例会の 開催日について	43	
計							83	
定例	平成30年6月29日	5	報告	4	1	報告第9号 平成30年美里町議会6 月会議について	1	2
	午後1時33分開議				2	報告第10号 平成30年度生徒指導 に関する報告(5月分)		
	午後5時46分閉会				3	報告第11号 平成30年度学習・生 活習慣調査(第2回)に関する報告		
	(4時間13分)				4	報告第12号 平成30年度美里町各 小中学校の「学校教育力アップの 具体策について	2	
			審議	3	1	議案第7号 美里町指定史跡名勝 天然記念物の指定について	2	
					2	議案第8号 美里町教育委員会組 織規則の一部改正について	12	
					3	議案第9号 職員の人事異動につ いて		
			協議	4	1	「平成30年度 美里町の教育」につ いて		
					2	平成31年度使用教科書について	10	
					3	基礎学力向上、いじめ・不登校対 策等について(継続協議)		
					4	学校再編について(継続協議)	10	
			その他	3	1	行事予定等について		
					2	平成30年7月教育委員会臨時会の 開催日について	7	
					3	平成30年7月教育委員会定例会の 開催日について	7	
計							51	
臨時	平成30年7月11日	5	協議	1	1	平成31年度使用教科用図書採 択について	60	0
	午前9時17分開議							
	午前11時00分閉会							
	(1時間43分)							
計							60	
定例	平成30年7月25日	5	報告	4	1	報告第13号 平成30年度生徒指導 に関する報告(6月分)		0
	午前9時45分開議				2	報告第14号 美里町立小学校児童 及び中学校生徒の肥満防止対策 について	5	
	午後0時47分閉会				3	報告第15号 区域外就学について		
	(3時間02分)				4	報告第16号 指定校の変更につ いて		
			審議	1	1	議案第10号 平成31年度使用教科 用図書の採択について		
			協議	3	1	教育に関する事務の管理及び執 行状況の点検・評価について	1	
					2	基礎学力向上、いじめ・不登校対 策等について(継続協議)		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 回数	傍聴者
					3	美里町学校再編について(継続協議)	31	
			その他	3	1	行事予定等について		
					2	中学校運動会の出席者について	3	
					3	平成30年8月教育委員会定例会の開催日について	3	
			計				43	
定例	平成30年8月27日	5	報告	5	1	報告第18号 美里町議会全員協議会について		2
	午後1時30分開議				2	報告第19号 平成30年度美里町議会8月会議について		
	午後7時14分				3	報告第20号 平成30年度生徒指導に関する報告(7月分)		
	(5時間44分)				4	報告第21号 区域外就学について		
					5	報告第22号 指定校の変更について		
			審議	1	1	議案第11号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任について		
			協議	3	1	平成30年度美里町議会9月会議について	2	
					2	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)		
					3	美里町学校再編について(継続協議)	28	
			その他	4	1	行事予定等について		
					2	美里町敬老会の出席者について		
					3	町内幼稚園運動会の出席者について	2	
					4	平成30年9月教育委員会定例会の開催日について		
			計				32	
臨時	平成30年9月12日	5	協議	2	1	平成30年度全国学力・学習状況調査結果について	16	0
	午後1時30分開議				2	美里町学校再編について(継続協議)		
	午後4時06分閉会		その他	1	1	その他	31	
	(2時間36分)							
			計				47	
臨時	平成30年9月18日	4	審議	1	1	議案第12号 教科用図書採択地区の変更並びに大崎地区教科用図書採択協議会規約の一部改正について	1	0
	午前9時30分開議		協議	2	1	美里町学校再編について(継続協議)		
	午後0時29分閉会				2	南郷地域の学校のあり方等について	29	
	(2時間59分)							
			計				30	
定例	平成30年9月27日	4	報告	4	1	報告第23号 平成30年度美里町議会9月会議について	1	0
	午後1時32分開議				2	報告第24号 平成30年度生徒指導に関する報告(8月分)		
	午後5時39分閉会				3	報告第25号 平成30年度学習・生活習慣調査(第3回)に関する報告		
	(4時間07分)				4	報告第26号 区域外就学について		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 回数	傍聴者
			審議	2	1	議案第13号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針の一部改正について	2	
					2	議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問について	2	
			協議	2	1	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)		
					2	美里町学校再編について(継続協議)		
			その他	2	1	行事予定等について		
					2	平成30年10月教育委員会定例会の開催日について	1	
計							6	
臨時	平成30年10月10日	5	協議	2	1	平成30年度学習・生活習慣調査について	18	0
	午前9時33分開議				2	美里町学校再編について(継続協議)		
	午前11時30分閉会							
	(1時間57分)							
計							18	
定例	平成30年10月25日	5	報告	3	1	報告第27号 平成30年度生徒指導に関する報告(9月分)		0
	午後1時38分開議				2	報告第28号 区域外就学について		
	午後4時45分閉会				3	報告第29号 指定校の変更について		
	(3時間07分)		協議	2	1	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)	1	
					2	美里町学校再編について(継続協議)		
			その他	2	1	行事予定等について		
					2	平成30年11月教育委員会定例会の開催日について	2	
計							3	
臨時	平成30年11月12日	5	報告	1	1	報告第30号 平成30年度美里町議会11月会議について		0
	午前9時05分開議		協議	1	1	美里町学校再編について(継続協議)		
	午後0時31分閉会							
	(3時間26分)							
計							0	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 回数	傍聴者
臨時	平成30年11月21日	5	協議	1	1	美里町学校再編について(継続協議)		0
	午前10時20分開議							
	午後0時01分閉会							
	(1時間41分)							
計								
定例	平成30年11月28日	5	報告	4	1	報告第31号 平成30年度生徒指導に関する報告(10月分)		
	午前9時05分開議				2	報告第32号 平成30年度学習・生活習慣調査(第4回)に関する報告		
	午後0時50分閉会				3	報告第33号 区域外就学について		
	(3時間45分)				4	報告第34号 指定校の変更について		
			協議	4	1	平成30年度美里町議会11月会議について		
					2	平成30年度美里町議会12月会議について		
					3	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)		
					4	美里町学校再編について(継続協議)		
			その他	2	1	行事予定等について		
					2	平成30年12月今日いう委員会定例会の開催日について	7	
計								7
定例	平成30年12月25日	5	報告	5	1	報告第35号 平成30年度美里町議会12月会議について	3	0
	午後1時43分開議				2	報告第36号 美里町文化財保護委員会からの答申について	2	
	午後5時16分閉会				3	報告第37号 平成30年度生徒指導に関する報告(11月分)		
	(3時間33分)				4	報告第38号 英検I B Aの結果について		
					5	報告第39号 指定校の変更について		
			審議	1	1	議案第15号 美里町学校給食運営審議会委員の委嘱について		
			協議	3	1	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について		
					2	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)		
					3	美里町学校再編について(継続協議)		
			その他	2	1	行事予定等について		
					2	平成31年1月教育委員会定例会の開催日について		
計								5

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 回数	傍聴者
臨時	平成31年1月10日 午前9時33分開議 午後0時20分閉会 (2時間47分)	5	協議	2	1	町立小中学校及び幼稚園の空調設備設置について	7	0
					2	美里町学校再編について(継続協議)		
			その他	1	1	その他		
計							7	
臨時	平成31年1月17日 午前11時55分開議 午後0時26分閉会 (31分)	5	協議	2	1	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について	1	0
					2	美里町学校再編について(継続協議)		
			その他	1	1	その他		
計							1	
定例	平成31年1月25日 午後1時30分開議 午後5時54分閉会 (4時間24分)	5	報告	6	1	報告第40号 平成30年度美里町議会1月会議について	5	0
					2	報告第41号 美里町いじめ防止対策委員会からの答申について		
					3	報告第42号 平成30年度生徒指導に関する報告(12月分)		
					4	報告第43号 宮城県児童・生徒学習意識等調査結果について		
					5	報告第44号 区域外就学について		
					6	報告第45号 指定校の変更について		
			審議	2	1	議案第16号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について	3	
					2	議案第17号 美里町立中学校の部活動の方針について	4	
					協議	5	1	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
			2	美里町文化財保護委員会からの答申について			1	
			3	平成31年度施政方針(案)について			11	
			4	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)				
			5	美里町学校再編について(継続協議)				
			その他	2	1	行事予定等について		
					2	平成31年2月教育委員会定例会の開催日について	2	
計							29	
臨時	平成31年2月14日 午前9時35分会議 午前11時00分閉会 (1時間25分)	5	審議	1	1	議案第18号 美里町いじめ防止対策委員会への諮問について		0
			協議	1	1	平成31年度美里町立小中学校管理職の人事異動について		
			その他	1	1	その他	26	
計							26	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 回数	傍聴者
定例	平成31年2月25日 午後1時55分会議 午後6時58分閉会 (5時間3分)	5	報告	5	1	報告第45号 平成30年度生徒指導に関する報告(1月分)		0
					2	報告第46号 平成30年度学習・生活習慣調査・(第5回)に関する報告		
					3	報告第47号 公立・私立高等学校受験状況について		
					4	報告第48号 区域外就学について		
					5	報告代49号 指定校の変更について		
			審議	2	1	議案第19号 美里町文化財保護活用基本方針(案)について	3	
					2	議案第20号 美里町郷土資料館基本方針(案)について	1	
			協議	5	1	平成30年美里町議会3月会議について	17	
					2	大崎地域広域行政事務組合教育委員会委員の推薦について		
					3	「平成31年度 美里町の教育」について	22	
					4	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)		
					5	美里町学校再編について(継続協議)	56	
			その他	3	1	行事予定等について		
					2	小中学校卒業式及び幼稚園修了式について	5	
3	平成31年3月教育委員会定例会の開催日について	35						
計							139	
臨時	平成31年3月19日 午前9時04分会議 午前10時20分閉会 (1時間16分)	5	審議	1	1	議案第21号 職員の処分について		0
			その他	1	1	その他		
計								
定例	平成31年3月26日 午後1時39分会議 午後5時31分閉会 (3時間52分)	5	報告	4	1	報告第50号 平成30年度美里町議会3月会議について		1
					2	報告第51号 平成30年度生徒指導に関する報告(2月分)		
					3	報告第52号 区域外就学について		
					4	報告第53号 指定校の変更について		
			審議	11	1	議案第19号 美里町文化財保護活用基本方針(案)について	3	
					2	議案第20号 美里町郷土資料館基本方針(案)について	3	
					3	議案第22号 学校医の委嘱について		

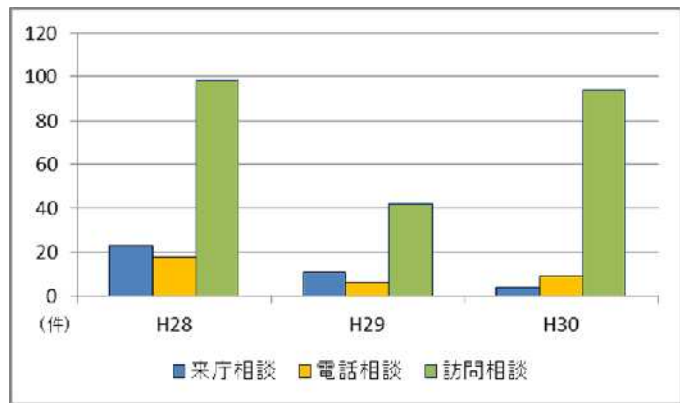
種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 回数	傍聴者
					4	議案第23号 学校歯科医の委嘱について		
					5	議案第24号 学校薬剤師の委嘱について		
					6	議案第25号 美里町学校専門指導員の選任について		
					7	議案第26号 美里町青少年教育相談員の選任について		
					8	議案第27号 美里町特別支援教育専門員の選任について		
					9	議案第28号 美里町教育委員会評価委員会委員の選任について		
					10	議案第29号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について	6	
					11	議案第30号 美里町教育委員会職員の人事異動について		
			協議	2	1	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)		
					2	美里町学校再編について(継続協議)	7	
			その他	3	1	行事予定等について		
					2	小中学校入学式及び幼稚園入園式について	3	
					3	平成31年4月教育委員改定例会の開催日について	5	
計							27	

教育委員会の会議運営状況集計表

No	開催月日	定例	臨時	出席委員	報告	審議	協議	その他	発言者数	発言回数	傍聴者	備考
1	4月4日			5	0	3	0	0	5	6	0	
2	4月24日			5	3	1	3	3	5	48	0	
3	5月29日			5	5	2	3	3	3	83	0	
4	6月29日			5	4	3	4	3	5	51	2	
5	7月11日			5	0	0	1	0	5	60	0	
6	7月25日			5	4	1	3	3	5	43	0	
7	8月27日			5	5	1	3	4	5	32	2	
8	9月12日			5	0	0	2	1	5	47	0	
9	9月18日			4	0	1	2	0		30		
10	9月27日			4	4	2	2	2	5	6	0	
11	10月10日			5	0	0	2	0		18	0	
12	10月25日			5	3	0	2	2	5	3	0	
13	11月12日			5	1	0	1	0		0	0	
14	11月21日			5	0	0	1	0		0	0	秘密会
15	11月28日			5	4	0	4	2	5	7	0	
16	12月25日			5	5	1	3	2	5	5	0	
17	1月10日			5	0	0	2	1	4	7	0	
18	1月17日			5	0	0	2	1		1	0	
19	1月25日			5	6	2	5	2	5	29	0	
20	2月14日			5	0	1	1	1	5	26	0	
21	2月25日			5	5	2	5	3	2	139	0	
22	3月19日			5	0	1	0	1		0	0	秘密会
23	3月26日			5	4	11	2	3	5	27	1	
計		12	11	113	53	32	53	37	79	668	5	

教育相談の実施状況

項目 \ 年度	H28	H29	H30
来庁相談	23	11	4
電話相談	18	6	9
訪問相談	98	42	94



点検・評価

1 点検・評価の対象と方法

(1) 点検・評価の対象

広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事務を網羅するため、前年度に引き続き、1) 意思決定のための事務として「教育委員会の会議運営」、2) 法制上規定された事務として「教育委員会が管理及び執行する事務」、3) 政策を推進するための事務として「総合計画を推進するための取組」の三つの項目を点検・評価の対象としました。

1) 教育委員会の会議運営

教育委員会は教育長と4人の委員で構成する合議制の執行機関です。また、町長から独立した行政委員会である教育委員会の意思決定は教育委員会の会議において行われます。教育委員会が特色を十分に生かし、合議制の執行機関としての機能をしっかりと果たしていくためには、教育委員会の会議が常に積極的に開催され、会議においては充実した審議が行われなければなりません。そしてそれに基づく適切な意思決定が行わなければなりません。こうしたことから、教育委員会の意思決定の場である会議の運営を点検・評価の対象の一つとする必要があると考え、対象項目とするものです。

2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条に、教育委員会が管理及び執行する事務が規定されています。地教行法第21条に規定された教育に関する事務は、教育委員会に職務権限を与えられたものであると同時に、教育委員会が責任を持って果たすべき職務でもあります。このように国の法律に規定されている教育に関する事務を、美里町教育委員会がどのように処理しているのか、一つひとつの項目を点検・評価しなければならないと考えたことから、地教行法第21条各号に規定されている事務を点検・評価の対象項目とするものです。

3) 総合計画を推進するための取組

まちづくりを計画的かつ総合的に進めていくために美里町総合計画・総合戦略(以下「総合計画」という。)が策定されています。総合計画では「第1

章「生涯を通して学び楽しむまちづくり」の中で5つの教育政策が掲げられており、町ではこの計画の下に教育政策の推進に取り組んでおります。教育政策の推進を職責とする教育委員会が教育政策を推進するためにどのように取り組んできたのか、実施状況を毎年度検証していかなければなりません。こうしたことから、総合計画の「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の政策項目を点検・評価の対象とするものです。

(2) 点検・評価の方法

1) 点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ (教育委員会と評価委員会との関係)

教育委員会の補助機関である事務局(教育総務課)が原案を作成して、それをたたき台に教育委員会で協議をしました。

教育委員会で協議し、作成した報告書案を評価委員会に諮り、評価委員会から意見を求めました。

評価委員会の意見を教育委員会にフィードバックして、教育委員会において評価委員会の意見を尊重して、再度審議を行い、最終の報告書を作成しました。

2) 点検・評価の作業

点検・評価の結果を今後の取組の改善につなげていくことを目的の一つとしていることから、初めに前年度に実施した点検・評価によって発見された改善点、改善すべき課題がその後どのように改善されているか確認します。

次に、前年度と同様に、点検・評価の対象とした三つの項目について、一つひとつをできるだけ詳細にわたり点検・評価を行います。

また、昨年度に引き続き「教育委員会が管理及び執行する事務」について関連法令が順守されているかを点検するためのチェックシート(別冊資料)を作成して、一つひとつについて法令の順守状況を点検する作業を行いました。

2 前年度の課題の改善状況

(1) 教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況

1) 研修の実施後における成果の検証が十分におこなわれていない。

35ページに示したように、平成30年度では教育委員会が主催する研修会を数多く実施しました。その中で、特別支援教育関係者研修会及び初赴任教員等研修会については研修後にアンケート調査を実施し、その結果を次回の研修会や事業に生かしています。また、多くの研修会で事前に資料を提出させるなど、研修効果が上がるように工夫して研修を行いました。

今後においても、これまでと同様に研修を実施してまいります。研修の実施後における研修成果の検証についても十分に行い、次年度以降に反映、活用していくように努めます。

2) 学校評議員が十分に活用されていない。学校評議員の意見をよく聴くことを重視する。

「学校評議員会の開催回数」は3回を目標としましたが、3回開催したのは小学校1校のみで、その他は概ね2回の開催となっています。しかし、半数以上の小中学校で、評議員会の他にも学校行事等で、学校評議員から意見を聴く機会を作っており、その意見については、ほとんどの小中学校で学校運営に活用しています。

地域に開かれた学校づくりを進めるために、今後も年間を通じて、様々な行事の際に学校評議員から意見をいただき、学校運営に活用していくことといたします。(54・55ページ)

3) 教育委員会の議事録の公開に遅れが生じている。

×改善されていない。

教育委員会の議事録については、必要な事項を記載し作成していますが、ホームページや行政情報コーナーへの公開に関しては遅れが生じていました。

議事録の作成と同様に作業のフローチャートを作成して改善してまいります。

4) 町の文化財の指定について文化庁へ報告がされていなかった。

平成30年度においては、町天然記念物に「十王山の榎ノ木」を指定し

たが、関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務が実施されました。今後も同様に取り組んでいきます。

(2) 評価委員会から指摘された課題の改善状況

1) 点検・評価の結果にデータの図表化を取り入れる。

年度ごとの目標値や数値が把握できる項目についてはグラフで示すなど、できるだけ図表化を図り、より分かりやすくなるように努めました。

2) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

×改善されていない。

教育委員会が任命権を有する職員については、正規採用職員が60人であるのに対して、非常勤職員は137人となっており、非常勤職員が占める割合が大きくなっています。幼稚園においても、正規採用職員が26人、非常勤職員が49人となっています。教育委員会だけでなく、町長の事務執行部局でも同様の問題を抱えており、町の人事体制全般にかかわる問題と言えます。

教育委員会としては、非常勤職員の多い職場となっている幼稚園の運営形態の在り方について今後も検討してまいります。

3) 教育委員会と学校現場の連携強化を図るため、教職員の意見を点検・評価に反映することはできないか。

平成30年度の点検・評価(対象年度:平成29年度)報告書作成後、校長会議、教頭会議等で説明し、その後に意見・要望を求めました。

また、今回の点検・評価においては、いくつかの項目について、学校にアンケート調査を実施し、点検・評価に教職員の意見を反映しました。

4) 「子どもは家庭でしつけ、学校で学び、地域で見守る」ための保護者と地域への働きかけ、そして学校と家庭の連携を強めるための対策を行う。

「早寝、早起き、朝ごはん」運動、「家庭の日」の推進、関係団体と連携した講座などを開催し、家庭教育の推進と関係団体との連携を図ることができました。

また、全ての小中学校において、独自に家庭教育事業や地域の見守りに関する事業に取り組んでおり、今後も学校と家庭、そして地域との連携を強めるための対策を講じてまいります。

5) 社会教育の振興につなげるための社会教育振興計画を策定する。

家庭教育、青少年教育、地域の教育力の個別分野について、「現状と課題」、「目標」、「施策の展開」についてそれぞれまとめ、平成30年11月に美里町教育振興基本計画を策定することができました。点検・評価などで今後の計画の推進と進行管理について確認していきます。

6) 次年度に改善点をしっかり修正する意味でも、時間的に余裕を持つためにも評価委員会の開催はもう少し早い時期が良いのではないかと。

令和元年度の点検・評価においては、7月から評価委員会を開催し、8月に報告書をまとめることができました。改善策等についても来年度に生かすことができると考えています。

7) 教育委員の事業への参加は多岐にわたっておりご努力に敬意を表しますが、更に学校訪問を通して児童・生徒の授業の様子をはじめ学校現場の取組状況及び課題等を明らかにし、学校教育、社会教育、教育行政の各施策に反映されることを期待する。

平成30年度においては、新中学校の建設に関する課題があり、教育委員会臨時会の開催や住民や保護者との意見交換会等、活動の回数が多くなりました。そのような中でも、南郷中学校区で実施した「志教育」報告会や、各小中学校で行われた指導主事訪問などの機会をとらえて、学校訪問を行いました。

8) 旧中卒小学校敷地内のプールや給食棟など、無人の施設は早めに撤去し安全を確保する必要がある。敷地についても「町民が活用できるような方法」を考えてほしい。

×改善されていない。

旧中卒小学校敷地内に残っている、学校プール及び旧給食棟については、なるべく早く解体撤去するように進めてまいります。

敷地の活用については、将来のまちづくりの視点から、町行政全体で検討してまいります。

9) 施設の経年劣化に対しては、安全確保のためにも壊れてから修繕する「事後保全」ではなく、壊れる前に計画的に修繕を行う「予防保全」をしっかり行い、子どもたちに事故や怪我がないように配慮してほしい。

中学校施設については新中学校開校に合わせた整備を進める必要がありますが、開校するまでの期間においても生徒の学校生活に支障をきたすこ

との無いよう必要な修繕等を行ってまいります。

小学校施設については、平成29年度に策定した「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、壊れてから修繕する「事後保全」から壊れる前に修繕する「予防保全」に移行できるよう計画的な施設管理を進めていきます。

10) 教育行政相談などの、大切な記録はしっかり保存してほしい。

相談内容、対応記録等を文書で記録し管理・保存しています。

11) 学校生活で最も重要な安全・安心については、全職員に対処、周知等がなされているようだが、マニュアルにない想定外のことも起こりうると思われるので、細かい部分まで指導を行き渡らせ、大きな事故等がないように気をつけてほしい。

各小中学校においては学校安全計画、各幼稚園においては幼稚園安全計画を策定し、これらの実施に努めています。

引き続き、マニュアルにはないような事件や事故も想定しながら、安全対策に努めてまいります。

12) 平成30年度において県内一部の学校で、学校給食の栄養摂取基準に満たない給食が提供されて問題になっているが、本町においては早急に調査を行い、足りない部分があれば速やかに改善してほしい。

×改善されていない。

本町の学校給食が、国の定める栄養摂取基準に対してどのような値になっているかについては平成30年11月以降調査を実施しました。その結果本町においても一部の栄養価については基準に達していないことが判明したため、平成31年2月20日に栄養士会を開催し、対応策について検討しました。

現在も各校の栄養価については毎月調査したものを教育委員会で取りまとめ栄養士と情報共有しています。今後も各校の栄養価が適正基準を満たす献立の作成に努めてまいります。

3 点検・評価の結果

(1) 教育委員会の会議運営

【実施状況】

平成30年度の教育委員会の会議運営の実施状況は、7～15ページに記述したとおり定例会12回と臨時会11回（うち2回は秘密会）の計23回の会議を開催し、これらの会議の中で取り扱った議案は報告53件、審議32件、協議53件でした。（件数はいずれも年度を通した延べ件数）

【点検・評価】

- 1) 関係法令である美里町教育委員会会議規則（以下「会議規則」と言う。）が順守されてきたのか、次の17の規定項目について点検・評価します。

会議は3日前までに会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示して、招集したか。（会議規則第2条）

急の招集を必要とした臨時会を除いて、3日前までに告示をして、招集した。

委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集したか。（会議規則第3条第1項）

都合により1人の委員が1回、別の委員が2回の会議で遅れて参集したが、事前に教育長へ口頭で届け出ている。その他は、指定時間に遅れることなく参集した。

委員は、会議に出席できないときは、その旨を教育長に届け出たか。（会議規則第3条第2項）

都合により2人の委員が各1回ずつ会議を欠席したが、事前に教育長へ口頭で届け出ている。

毎月1回の定例会が招集されたか。（会議規則第4条第2項）

毎月1回の定例会を招集し、会議を開催した。

教育長が必要と認めたとき、又は2人以上の委員から会議に付すべき事件

を示して請求があったとき、臨時会が招集されたか。(会議規則第4条第3項)

教育長が必要と認めたときに臨時会を11回開催した。

また、2人以上の委員からの会議の開催の請求は、平成30年度においては行われなかった。

会議は公開されたか。(会議規則第5条第1項)

秘密会以外の会議は、全て公開とした。

秘密会とするときは3分の2以上の同意を得たか。(会議規則第5条第1項)

秘密会とするときは3分の2以上の同意を得た。

秘密会を開くときは、会議に関係のない者及び傍聴人を退場させたか。(会議規則第5条第3項)

会議中に一部秘密会とする場合は、会議に関係のない者及び傍聴人を退場させた。

委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得たか。(会議規則第11条)

委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得た。

動議に1人以上の賛成者があったとき、議題としたか。(会議規則第14条第1項)

平成30年度には、動議は行われていない。

教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告したか。(会議規則第15条第1項)

教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告した。

教育長は、挙手又は投票によって、採決を行ったか。(会議規則第16条第1項)

採決は、すべて挙手によって行った。

教育長は、採決したときは、その結果を宣告したか。(会議規則第16条第2項)

教育長は、採決したときは、その結果を宣告した。

教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を会議で報告したか。(会議規則第19条)

教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を毎月の定例会又は臨時会の会議で報告した。

議事録は、必要な事項が記載され、作成されたか。(会議規則第19条)

議事録は、必要な事項が記載されて作成された。

議事録は、次の定例会において承認を受けたか。(会議規則第22条第1項)

上半期に開催した教育委員会の会議の議事録については、概ね次の定例会で承認を受けることができたが、下半期に開催した教育委員会の会議の議事録については遅れがあり、次の定例会において承認を受けられなかった。

議事録には、教育長が指名した委員2人が署名したか。(会議規則第22条第3項)

承認を受けた議事録に、教育長が指名した委員2人が署名した。

- 2) 次に、教育委員会の会議運営が効果的に行われてきたか、法令上には規定されていない項目について点検・評価します。

委員の出席状況

各委員の会議への出席状況については、都合により1回の定例会及び臨時会において、それぞれ1人の委員が欠席となったが、それ以外の会議には委員全員が出席した。

委員の発言状況

審議、協議の各議案別の発言回数を議事録から拾ったところ、次のような回数となった。

ア．審議：32議案で計48回の発言、1議案あたり平均約1.5回の発言
(秘密会となった議案を除く。)

イ．協議：53議案で計395回の発言、1議案あたり平均約7.5回の発言
(秘密会となった議案を除く。)

前年度の発言回数は審議39議案で計84回、協議61議案で計769回となっている。平成30年度の教育委員会では、学校再編に関する協議を秘密会で行った会が多くあり、発言回数に含めていないので全体的に少なくなっている。

会議時間

1回当たりの会議時間は、平均で定例会が4時間、臨時회가1時間53分であった。前年度は定例会が3時間33分、臨時회가1時間54分であったので、前年度に比べて定例会は長くなり、臨時회는ほぼ同様となっている。平成30年度は午前から午後まで1日を通して開催した会議はなかった。最も長くかかった会議は5時間44分であった。

会議の事前公表、周知

定例会については全ての会議において、告示と同時に町のホームページで会議開催の事前公表、周知を行った。臨時会については開催日が急に決定される場合もあり、事前の公表、周知ができないことがあった。

会議資料の事前配布

事務局では、会議における審議・協議をより効率的にするために、会議資料を事前に各委員に配布するように努めてきた。平成30年度においては、秘密会を除く会議資料について、概ね会議の事前に配布できたが、一部の資料については会議当日に配布することがあった。

議事録の公開

下半期に開催した教育委員会の議事録の承認について遅れがあったため、議事録の公開についても、遅れが生じた。

傍聴者の数

傍聴人の数は平成30年度を通して5人であった。前年度の6人から1人減少した。

前年度の点検評価では議事録の公開の遅れが課題でしたが、平成30年度においては、議事録の承認及び議事録の公開について遅れが生じてしまいました。

事務局職員の業務量の多さが主な原因とは考えられますが、教育委員会としての説明責任が果たされていないことにもなります。

議事録の作成、承認及び公開までのフローチャートを作成して、会議終了後は速やかに業務を行い、遅れを生じないよう改善してまいります。

(2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、平成29年度の執行状況を点検・評価するとともに、各事務の関連法令についてその遵守状況を点検していきます。

執行状況

はじめに、地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、平成30年度の執行状況を点検・評価します。

1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

【実施状況】

教育委員会では、平成28年6月に「美里町学校再編ビジョン」を制定しましたが、中学校の再編を優先的に進めるべきと判断したため、平成29年5月に「中学校の再編整備の具体化に向けて(美里町新中学校整備計画(案))」をまとめ、同年12月に「美里町中学校再編整備基本構想」を策定しました。

平成30年度においては、宮城県美里町中学校建設用地適地選定等業務委託契約を締結し、建設用地の適地選定、跡地の活用、基本計画の策定を委託しました。

7月には学校教育環境整備推進室と美里町新中学校建設調整委員会を設置しました。

教育委員会において何度も協議し、総合教育会議で町長と調整した後に、平成31年1月に議会全員協議会で教育委員会の考えを説明しました。

1月から2月にかけて保護者、住民との意見交換会を15か所で延べ17回開催しました。同期間に無記名自由記述方式によるアンケート調査も実施し、新中学校建設に関する教育委員会の考え方について多くの住民に説明をし、同時に住民の声もできるだけ多く聴くように進めてきました。

【点検・評価】

前年度同様に住民への周知と住民の意向把握に努めてきました。小中学校及び幼稚園の保護者を対象にした意見交換会を6回、住民を対象にした意見交換会を11回実施しました。また、保護者や住民を対象に自由記述による

アンケート調査を実施し、意見交換会に出席できない町民の意向把握にも努めました。

今後も引き続き、住民の声に耳を傾け、意見・意向を把握しながら政策を進めていくことが重要です。

2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

【実施状況】

教育財産については、教育委員会事務局（教育総務課）が総括管理を行っていますが、直接的には学校その他の教育機関で管理しています。

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市内の小中学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故を受け、町内の小中学校のブロック塀等の安全点検を実施したところ、小牛田中学校と不動堂中学校において、現在の建築基準法施行令に適合していないブロック塀があったため、撤去しました。

その他、青生小学校のサブプール改修工事、小牛田中学校の給食調理場給湯管改修工事、南郷中学校の電気設備更新工事、不動堂中の防火シャッター設備交換工事等を実施しました。

また、町内の小中学校には建築後40年以上を経過する校舎が3校あります。その他の学校においても校舎等の経年劣化が年々進み、学校施設全体の維持管理が課題となっています。「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修を進めてまいります。

【点検・評価】

中学校施設については学校再編に合わせた整備を進める必要がありますが、再編するまでの期間においても生徒の学校生活に支障をきたすことの無いよう必要な修繕等を行っていかねばなりません。

小学校施設については大規模改修等を計画的に実施する必要があります。そのために「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、今後は壊れてから修繕する「事後保全」から壊れる前に修繕する「予防保全」に移行できるよう計画的な施設管理が必要です。

3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 （県費負担教職員については、点検・評価の対象から除外）

【実施状況】

平成29年度に引き続き、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員を1人ずつ、教育委員会に専従で配置しました。

人事評価についても前年度に引き続き総務課の方針に従って教育委員会の各部署において実施しました。

なお、教育委員会が任命権を有する職員について、正規採用職員が60人であるのに対して非常勤職員が137人と人数が逆転しています。

【点検・評価】

学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員について、学校教育の経験者を専従職員として配置したことにより、児童、生徒及び保護者、並びに教職員に対して、専門的な立場からの助言や指導ができるようになりました。

非常勤職員の数が増えていることについては、以前から点検・評価の中で美里町教育委員会評価委員会から指摘されている問題ですが、改善にはいたっていません。

4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

【実施状況】

学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事務を次のとおり実施しました。

入学期日の通知、学校の指定（通称：入学通知）

ア．学校教育法施行令第5条関係（小学校及び中学校の新1年生保護者への入学通知）

- ・通知年月日：平成31年1月11日
- ・平成31年1月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者の入学通知書を就学管理システムにより作成し、当該保護者に通知しました。

イ．学校教育法施行令第6条関係（学齢簿に新たに記載された者の保護者への入学通知）

- ・転入等を確認しだい随時、当該保護者に入学通知書で通知しました。
- ・通知の対象は、町内転入、区域外就学、指定校変更による転入学又は新入学する保護者です。

ウ．学校教育法施行令第7条関係（学校長への通知）

- ・上記ア及びイと同時に、小学校長及び中学校長に対して、就学児童生徒の氏名及び入学期日等を通知しました。

就学義務履行の督促

- ・対象事案なし

学齢簿の編成（小学校新1年生のみ）

平成30年10月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者180人を就学管理システムの磁気ディスクで調製し、10月4日に紙媒体で起案後に決定しました。

転入等により新たに学齢簿に記載された者については、紙媒体で起案し決定後に、入学通知書を送付し、また、学齢簿を再編成しました。

区域外就学の協議

ア．協議件数27件

【他市町村への協議】他市町村在住で美里町立学校に就学10件

【他市町村からの協議回答】美里町在住で他市町村立学校に就学17件

イ．届出件数20件

【県立学校】宮城県古川黎明中学校11件（うち年度途中0件）

宮城県仙台二華中学校1件（うち年度途中0件）

宮城県立古川支援学校小学部2件（うち年度途中0件）

【私立学校】私立中学校7件（東北学院中1件、古川学園中4件、仙台白百合学園中1件、宮城県学院中1件）

私立小学校0件

指定校の変更

承認件数21件

【点検・評価】

関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務が実施されました。今後も同様に取り組んでいきます。

5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

これらの事務は学校教育法で基本的な事項が定められ、その細部については同法施行令、同法施行規則に規定が設けられていることから、市町村教育委員会としてはこれらの法令を遵守して確実に実施することが求められます。

【実施状況】

地教行法第33条その他の関係法令の規定に基づき、美里町立学校管理に関する規則（以下「規則」という。）を定めて、次のような必要な管理を行ってきました。

組織編制

ア．校務分掌の組織（規則第16条）

各小中学校が校務分掌の組織を定め、教育委員会に報告をさせました。

イ．主任等の指名（規則第17条から第22条まで）

毎年度始め（4月）に各小中学校において、校長が各主任等を指名し、その内容について教育委員会に報告させました。

ウ．学校事務の共同実施組織（規則第22条の2）

効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化のため、平成27年度から小中学校の事務職員による「学校事務支援室」を設置してきました。平成30年度においても、引き続き「学校事務支援室」を設置し、全体活動を年10回と班活動を年12回実施してきました。教育委員会ではそのための設備の整備や会場の提供などの支援を行いました。

エ．職員会議（規則第23条） 学校教育法施行規則

各小中学校では、校長の職務の円滑な執行を補助するために、校長が主宰する職員会議を定期的を開催しました。

オ．学校評議員（規則第24条、美里町立学校の学校評議員の設置に関する要綱）

校長（園長）の推薦により、小中学校で28人、幼稚園で12人の評議員を教育委員会から委嘱しました。各小中学校及び各幼稚園では、概ね年2回の会議を開催し、学校運営や教育活動に関する意見を受けました。

教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導（規則第6条）

各小中学校は、学習指導要領の基準及び教育委員会が定める基準により教育課程をそれぞれで編成しました。教育委員会としては、各小中学校の教育目標、教育課程表、学習指導、生徒指導及び進路指導の概要等などをまとめた「教育計画」を各校に作成させ、報告させました。

【点検・評価】

関連する法律等の法令を遵守して適正な事務が行われてきたと考えています。

6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

【実施状況】

教科書は、学校の主たる教材として使用義務が課されている図書で、4年間同一のものを採択することとされています。美里町立学校で使用する教科書は、宮城県教育委員会で設定した採択地区（大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）の各市町の教育委員会で組織する協議会（大崎地区教科用図書採択協議会）によって協議されることと学校教育法等の関係法令に定められています。

平成30年度は次のとおり中学校の特別の教科道徳及び小・中学校の一般図書の採択のための事務を行いました。

町教育委員会会議で協議

会議は公開、資料は一部開示として3日間開催しました。

4月24日 採択日程の説明

7月11日 町教育委員会の採択希望案の決定、採択協議会へ報告

7月25日 採択協議会の採択結果の承認

小中学校への採択希望調査の実施

6月29日から7月6日まで、学校現場の意見反映の手段として小中学校への採択希望調査を実施しました。町教育委員会の採択希望案の決定に当たり調査結果を参考としました。

採択教科書について

中学校の特別の教科道徳については3冊、一般図書は小・中学校合わせて106冊を採択しました。

採択結果及び採択理由の公表

7月30日に大崎地区教科用図書採択協議会を構成する1市4町のホームページにおいて、採択結果及び採択理由を公表しました。

【点検・評価】

学校教育法等の関係法令に基づき、公正に事務が行われたと考えています。

7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること

【実施状況】

平成30年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

青生小学校サブプール改修工事
南郷中学校電気設備更新工事
小牛田中学校ブロック塀解体工事
不動堂中学校ブロック塀解体工事
不動堂中学校防火シャッター設備交換工事
小牛田中学校給食調理場給湯管改修工事
小中学校及び幼稚園空調設備設置工事 繰越（継続）事業

また、教具その他の設備として主に次のものを購入して、整備いたしました。

不動堂小聴覚障害児童用送信機
小中学校健康管理備品（学校保健管理ソフト）
小学校英語科指導用教材
不動堂中学校直流交流電源装置
南郷小学校施設用長机
不動堂小学校調理用備品（フライヤー）
南郷学校給食センター調理用備品（回転釜）及びコンテナ

【点検・評価】

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市内の小中学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故を受け、町内の小中学校のブロック塀等の安全点検を実施したところ、小牛田中学校と不動堂中学校において、現在の建築基準法施行令に適合していないブロック塀があったため、撤去しました。

その他、青生小学校のサブプール改修工事、小牛田中学校の給食調理場給湯管改修工事、南郷中学校の電気設備更新工事、不動堂中の防火シャッター設備交換工事等を実施し、経年劣化に伴う施設使用上の支障、不具合等を解消することができました。

また、昨年夏の猛暑による児童生徒の健康を重視し、本年度の夏を目途に小中学校及び幼稚園の普通教室等への空調設備（エアコン）の設置を進めております。

さらに、各種の備品購入により児童生徒の健康管理、教育環境の改善を図ることができました。

今後は、中学校の再編整備を控えていることから、再編整備の具体的な内容を早期に決定し、それらを見据えた教育施設の修繕を計画的に進めていかなければなりません。

8) 校長、教員その他の教育機関職員の研修に関すること

【実施状況】

教育委員会は、校長、教員その他の教育機関職員を対象に、平成30年度において、次のとおり研修を実施しました。

	月日	研修会名	対象	人数 (人)	事前 資料	事後 アンケート
1	4/4	特別支援教育支援員研修会	特別支援教育支援員	4		
2	4/4	教員補助員研修会	教員補助員	26		
3	4/4	学力向上支援員研修会	学力向上支援員	9		
4	4/4	英語教育指導員研修会	英語教育指導員	3		
5	5/16	小・中学校教頭会研修会	教頭	9		
6	5/31	小・中学校健康づくり研修会	体育主任 養護教諭	18		
7	5/31	特別支援教育連携協議会	協議会会員	14		
8	6/8	特別支援教育コーディネータ ー連絡協議会	特別支援教育コーデ ィネーター	20		
9	6/21	特別支援教育関係者研修会	学校管理職 教員 特別支援教育支援員 教員補助員	88		
10	7/10	学力向上支援員研修会	学力向上支援員	9		
11	7/12	小・中学校教頭会研修会	教頭	9		
12	7/17	英語教育指導員研修会	英語教育指導員	3		
13	7/26	調理従事職員研修会	給食調理従事職員	16		復命書
14	7/31	小・中学校初任者研修会	教員初任者	4		
15	7/31	初赴任教員研修会	初赴任教諭	34		
16	8/9	小・中学校初任者研修会	初任教諭	4		
17	9/25	小・中学校教頭会研修会	教頭	9		
18	10/2	特別支援教育コーディネータ ー連絡協議会	特別支援教育コーデ ィネーター	20		
19	11/21	小・中学校教頭会研修会	教頭	9		

20	11/27	英語教育指導員研修会	英語教育指導員	3		
21	11/30	学力向上支援員研修会	学力向上支援員	9		
22	12/18	保育所・幼稚園新任層研修会	新任層保育士・教諭	8		
23	2/27	小・中学校教頭会研修会	教頭	9		

特別支援教育連絡協議会（特別支援学級担任教諭） 年3回開催

主に年3回行われる特別支援学級交流会実施計画を検討するが、特別支援教育支援員が出向き、特別支援教育に関する講話を行い、特別支援学級担任教諭の資質能力の向上を図った。

特別支援教育コーディネーター連絡協議会

特別支援教育支援員が、特別支援教育に関する喫緊の課題について講話して、特別支援教育コーディネーターの資質能力の向上を図った。

【点検・評価】

校長、教員その他の教育機関職員の研修については、その多くを任命権者の宮城県教育委員会が実施しています。市町村教育委員会として必要とされる主な研修については上記のとおりおおむね実施されたと考えています。

また、研修後にアンケート調査を行っているものもあり、その結果を次回研修会や事業に反映させています。研修によっては事前に資料を提出させるなど工夫しながら実施し効果を上げているものもあります。

今後においても、これまでと同様に実施してまいります。研修の実施後における研修成果の検証についても十分に行い、次年度以降に反映、活用していかなければなりません。

9) 校長、教員その他の教育機関職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること

【実施状況】

保健に関すること

各小中学校において学校保健計画を、各幼稚園においては幼稚園保健計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置
- ・就学時の健康診断 ・児童生徒等の健康診断 ・職員の健康診断
- ・健康相談の実施・保健指導の実施・保健室の設置

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、その他安全に関すること

各小中学校において学校安全計画を、各幼稚園においては幼稚園安全計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・危険等発生時対処要領の策定
- ・防火管理者の選任
- ・避難訓練の実施
- ・避難マニュアルの作成

厚生、福利に関すること

県費負担教職員の厚生、福利については主に任命権者である宮城県教育委員会で行っています。児童生徒及び幼児の厚生、福利については、主なものとして国の基準に基づく就学援助を実施しました。

- ・就学援助

【点検・評価】

学校保健安全法に定められた項目の多くは実施されています。

各中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、要望があった小学校の相談対応も実施しました。

10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること

【実施状況】

学校保健安全法第6条に規定する学校環境衛生基準に照らして、学校の適切な環境の維持に努めてきました。

【点検・評価】

学校保健安全法施行規則第1条には、「学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、毎学年定期的に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならない」と規定されています。町内の小中学校及び幼稚園においては、学校薬剤師を配置し、全ての学校環境衛生基準の項目について、環境衛生検査を前年度と同様に実施しており、学校環境衛生基準に基づく学校の環境衛生は維持されていると考えます。

11) 学校給食に関すること

【実施状況】

平成27年度までは、南郷地域の各小中学校及び幼稚園では学校の設置者

が実施する学校給食によって、小牛田地域の各小中学校では各学校長が実施する学校給食によって学校給食を提供してきました。

平成28年度からは、小牛田地域の各小中学校においても南郷地域と同様に、学校の設置者が実施する学校給食へ移行しました。

平成29年度から南郷学校給食センターの調理業務等の一部について、民間事業者へ委託して実施しました。また、小牛田地域の幼稚園ではこれまでミルクのみの給食でしたが、平成29年8月から、民間事業者の調理した弁当給食に変更しました。

平成30年度の各小中学校及び幼稚園の給食の実施日数は次のとおりです。

小中学校（幼稚園）名	実施日数
小牛田小学校	192日
不動堂小学校	186日
北浦小学校	193日
中埜小学校	189日
青生小学校	190日
南郷小学校	191日
小牛田中学校	175日
不動堂中学校	182日
南郷中学校数	177日
こごた幼稚園	161日
ふどうどう幼稚園	164日
なんごう幼稚園	162日

【点検・評価】

食中毒や体に害を与えるような異物混入等の事故は発生することなく、南郷学校給食センター及び各小中学校において安全・安心な学校給食を児童生徒及び園児に提供することができました。

町内全域の小中学校において、学校の設置者が実施する学校給食へ移行したことから、学校給食に係る会計がすべて町の一般会計の中で行われるようになりました。このことによって学校給食事務を教育委員会事務局で処理することとなり、各学校の事務の負担軽減にもつながっています。

12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること

【実施状況】

青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修、小学生を対象とした自然体験塾、町内児童を対象にこどもふれあいまつりを開催しました。

また、姉妹都市であるアメリカ合衆国ウイノナ市との中高生の相互派遣事業を通して国際交流の推進を、中学生戦争被爆体験講演会、平和パネル展の開催を通して平和学習を推進しました。

地域の教育力を向上させるための取組

平成29年度から、地域学校協働活動推進事業として県の補助事業となりましたが、前年度と同様に、協働教育（家庭・学校・地域連携）推進事業を実施しました。内容は未就学児とその家族を対象に実施した家庭教育支援教室、小学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流を行う各種事業の実施です。

また、美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等を実施しました。また、子どもの基本的な生活習慣について考える講演会を開催しました。

生涯学習に関すること及びコミュニティセンターに関することは、町長が管理し、及び執行する事務であることから、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

【点検・評価】

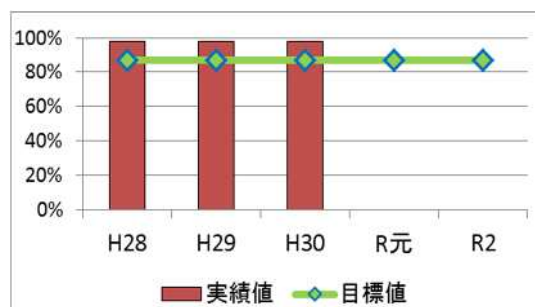
総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

目標値 87% 実績 98%（平成29年度の実績は98%）

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	87%	87%	87%	87%	87%
実績値	98%	98%	98%		

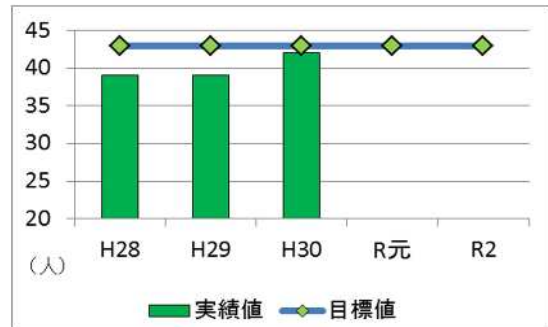


青少年健全育成指導者等の人数

目標値 43人 実績42人(平成29年度の実績は39人)

青少年健全育成指導者等の人数

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	43	43	43	43	43
実績値	39	39	42		



13) スポーツに関すること

町長が管理し、及び執行する事務であることから、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

14) 文化財の保護に関すること

【実施状況】

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

- ・文化財保護法に基づき、志賀堂城跡、西館跡、町遺跡、埴沼遺跡、牛飼遺跡において、埋蔵文化財発掘調査を実施しました。
- ・経年劣化により倒壊寸前だった文化財標柱(石の唐櫃)を再設置しました。また新規に文化財指定された天然記念物の文化財標柱を新設しました。さらに化粧坂遺跡、一本柳遺跡、十二神遺跡において標柱の設置許可を更新しました。
- ・関根神楽保存会と不動堂神楽保存会の活動を支援しました。
- ・町の指定無形民俗文化財である関根神楽を、関根鹿島神社境内で行われる関根秋祭りにて継続して奉納しました。また北浦まつり、敬老式、老人クラブ芸能大会などでも舞を披露しました。
- ・「十王山の槻ノ木」を町天然記念物に新規指定しました。
- ・美里町郷土資料館では、夏と秋に一般開放期間を設けるとともに企画展を実施いたしました。またその間体験講座として「まが玉づくり」「拓本教室」「自由研究教室」を実施しました。さらに、その他の期間中は随時来館者を受入、町内外の小学校6校が来館しました。町のインリーダー研修会で

も利用されました。

- ・文化財ボランティアを募集し、7名の方が登録されました。登録者には文化財ボランティア養成講習会として「オリエンテーション」「遺物整理（水洗）」「遺物整理（ネーミング）」「遺物整理（接合）」「収蔵庫めぐり」を実施し、受講いただきました。
- ・宮城県内で発掘調査された遺跡を紹介する「宮城の発掘調査パネル展」を実施しました。また北部管内文化財担当者会議で作成した民俗文化財を紹介するパネルの「巡回展」を行いました。
- ・青生小学校6年生に国指定史跡山前遺跡の現地説明を行いました。本小牛田コミュニティセンター、青生小学校、中塚小学校において、文化財出前講座を実施しました。また不動堂小学校にて、不動堂神楽の上演会を実施し、郷土の歴史についての理解を深めました。
- ・各史跡指定地や史跡公園の適切な維持管理を行いました。国指定史跡山前遺跡公園では、入口部ブロック及び擬木柵の補修を行いました。不動堂史跡公園では強風によって2度に渡って生じた倒木を撤去しました。
- ・国指定史跡山前遺跡ほか5遺跡について、文化財パトロールを実施し、宮城県教育委員会に報告しました。
- ・文化財保護委員会に「美里町の文化財保護活用のあり方について」「美里町郷土資料館のあり方について」を諮問しました。その結果、「美里町文化財保護活用方針（案）」「美里町郷土資料館方針（案）」として答申がなされ、教育委員会定例会にて審議いたしました。

【点検・評価】

平成30年度は関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務が実施されました。今後も同様に取り組んでいきます。町の文化財保護活用や郷土資料館のあり方について、文化財保護委員会により答申がなされ、教育委員会でも議論がなされ、町としての方向性が見えてきました。今後は、地域計画や各指定文化財の個別計画の策定を進めるとともに、歴史的価値の高い文化遺産の調査を進め、文化財指定の推進を目指します。しかし一方で、施設の増加とともに教育委員会事務局職員の負担が増加していますので職員体制等の見直しも必要と考えます。

15) ユネスコ活動に関すること

【実施状況】

ユネスコ活動に直接的に関わる活動は各小中学校において実施していきま

ん。そうした中で町内の民間団体である美里町国際交流協会と美里町が毎年度行っている、アメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流に積極的に参加・協力いたしました。

【点検・評価】

今後もアメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流に積極的に参加・協力していきます。

しかし、現在においては、町内でユネスコ活動に直接的に関わる機会がありません。教育委員会としては、今後町内の青少年がユネスコ活動に参加できる機会を設けていかなければならないと考えています。

16) 教育に関する法人に関すること

都道府県教育委員会のみが行う事務であるため、市町村教育委員会においては点検・評価の対象といたしません。

17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること

【実施状況】

教育関係の基幹調査である学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査については統計法の規定に基づき、前年度までと同様に実施いたしました。

【点検・評価】

市町村教育委員会として必要な調査を実施してきました。

18) 所管事務に関する広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関する こと

【実施状況】

広報活動について

前年度までと同様に、毎月1回発行する町の広報紙と町の公式ホームページを主な媒体にして実施してきました。

また、平成30年においては、新中学校の建設に関する教育委員会の考えをまとめたことから、総合教育会議で町長と調整した後に、平成31年1月に議会全員協議会で教育委員会の考えを示しました。

1月から2月にかけて保護者、住民との意見交換会を15か所で延べ17回開催しました。同期間に無記名自由記述方式によるアンケート調査も実施

し、新中学校建設に関する教育委員会の考え方について多くの住民に説明をし、同時に住民の声もできるだけ多く聴くように努め、広報・周知に努めました。

教育行政に関する相談について

教育委員会事務局（教育総務課）が窓口となり常に町民の相談に対応しています。

【点検・評価】

教育委員会として必要な広報、広聴活動に努めてきましたが、これで十分ということではありません。周知の方法を十分に検討し、計画的に広報、広聴活動を行うことが必要です。

教育行政に関する相談体制については、教育総務課が窓口となって相談に応じています。相談内容、対応記録等を文書で記録し管理・保存しています。

19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体内における教育に関する事務に関すること

平成27年度に設置された総合教育会議において、平成30年度の実施状況を点検・評価します。

また、教育委員会委員（以下「教育委員」という。）の活動は会議における審議等が主な活動ですが、その他においても学校行事への出席などの活動もあります。教育委員が教育委員会の会議のほかに、どのような活動に参加・出席してきたか、平成30年度の活動状況を見ていくことといたします。

総合教育会議について

【実施状況】

総合教育会議は、町長と教育委員会との間で、「教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」と「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について協議並びに事務の調整を行う会議です。

平成30年度においては3回の会議を開催しました。

第1回会議 平成30年10月24日（水）午前10時～

出席者：町長、教育長、教育委員4人

協議事項 ア．美里町教育大綱について

イ．美里町立学校へのエアコン設置について

第2回会議 平成30年11月21日(水)午後2時～
出席者：町長、教育長、教育委員4人
協議事項 中学校の再編について

第3回会議 平成31年1月17日(木)午前9時30分～
出席者：町長、教育長、教育委員4人
協議事項 ア．新中学校建設財政シミュレーションについて
イ．学校教育施設へのエアコンの設置について

【点検・評価】

第1回会議においては、教育委員会が平成29年3月に策定した「美里町教育振興基本計画」を美里町の基本計画とすること、及び「美里町教育大綱」と位置づけることを確認しました。また、全国的な問題となった熱中症対策としてエアコンを設置することについて協議し、町立小中学校及び幼稚園にエアコンを設置することを確認しました。

第2回会議においては、それまで教育委員会で進めてきた新中学校建設用地の適地選定の経過と結果について町長に説明して、協議を行いました。

第3回会議においては、町長から新中学校建設に関する財政シミュレーションについて教育委員会に説明がありました。また、学校教育施設へのエアコン設置について、設置内容や費用、今後の進め方等について協議しました。

いずれの会議においても、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、情報を共有しながら美里町の教育行政を進めることができましたので、一定の成果を得たと考えます。

教育委員のその他の活動について

教育委員会の定例会及び臨時会の会議に出席するほか、教育委員は次のような活動に参加・出席しました。

ア．学校行事等への出席

・小学校入学式

開催日：平成30年 4月9日 教育長、委員が各校に分かれて出席

・中学校入学式

開催日：平成30年 4月9日 教育長、委員が各校に分かれて出席

・幼稚園入園式

開催日：平成30年 4月10日 教育長、委員が各園に分かれて出席

・小学校運動会

- 開催日：平成30年5月19日・20日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・遠田郡中学校総合体育大会
 - 開催日：平成30年 6月2日 教育長、委員が各会場に分かれて出席
- ・中学校運動会
 - 開催日：平成30年9月1日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・美里町敬老会
 - 開催日：平成30年9月15日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・幼稚園運動会
 - 開催日：平成30年9月29日 教育長、委員が各園に分かれて出席
- ・中学校卒業式
 - 開催日：平成31年 3月8日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・幼稚園修了式
 - 開催日：平成31年 3月14日 教育長、委員が各園に分かれて出席
- ・小学校卒業式
 - 開催日：平成31年 3月15日 教育長、委員が各校に分かれて出席

イ．各種会議、研修会への参加

- ・教職員宣誓式
 - 開催日：平成30年 4月 4日 参加者：教育長、委員
- ・宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会
- ・宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会
 - 開催日：平成30年11月14日 参加者：教育長、委員
- ・宮城県市町村教育委員・教育長研修会
 - 開催日：平成31年 1月31日 参加者：委員

ウ．総合教育会議への出席

- 第1回総合教育会議 平成30年10月24日 参加者：教育長、委員4人
- 第2回総合教育会議 平成30年11月21日 参加者：教育長、委員4人
- 第3回総合教育会議 平成31年 1月17日 参加者：教育長、委員4人

エ．新中学校建設に関する意見交換会（保護者対象）への出席

平成31年1月31日から2月7日まで各小学校を会場に計6回開催し、教育長、委員が出席した。

オ．新中学校建設に関する意見交換会（住民対象）への出席

平成31年2月8日から2月11日まで各地区コミュニティセンター等

を会場に計 11 回開催し、教育長、委員が出席した。

【点検・評価】

教育委員は、定例会又は臨時会の会議だけではなく、上述したようにその他多くの活動に参加・出席しています。平成 30 年度は 1 月から 2 月にかけて、新中学校建設に関する保護者や住民を対象にした意見交換会を開催したことから、昨年度同様に活動回数が多くなりました。事務局職員だけでなく、教育委員においても住民や保護者と直接、意見交換を行うことは非常に大事なことです。

法令点検

地教行法第 21 条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、それぞれに係る法令が順守されているか、別冊資料の法令チェックシート（以下「チェックシート」という。）で点検しました。

点検の結果については、チェックシートの右の点検欄に、順守されているものには「○」、順守されていないものには「×」、順守しているものの今後改善が必要なものには「△」、点検の対象外のものには「外」と記述しました。

点検結果が「×」であったもの、又は「△」であったものについて、今後の改善策などを検討します。

1) 点検結果が「○」であったもの

財産の管理及び運用・・・別冊資料 8 ページ
(地方財政法)

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

【実施状況】

現在、旧中埴小学校敷地は教育委員会で定期的な除草等の管理を行っていますが、敷地内にはまだ学校プール及び旧給食棟が残っており処分が必要です。

【改善策】

旧中埴小学校敷地内に残っている学校プール及び旧給食棟については、な

るべく早く解体撤去するように進めてまいります。

敷地の活用については、将来のまちづくりの視点から、町行政全体で検討してまいります。

- 指導主事その他の職員 . . . 別冊資料 10 ページ
(地教行法)
- 第十八条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。
- 2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

【実施状況】

指導主事の配置については第2項で「前項の規定に準じて」とされていることから、指導主事の配置は必置義務規定ではなく努力義務規定と解釈され、これまで指導主事を配置しておりません。

【改善策】

本町においては週35時間勤務の非常勤ですが、教育委員会に学校教育専門指導員を専従で配置し、各学校に対して指導を行っています。

また、学力向上に関する対策としては、学力向上支援員を全ての小中学校に配置し、主に算数・数学の基礎学力の向上に努めています。

しかし、これで十分という状況ではありませんので、学校における指導体制を一層強化する方法として、指導主事の配置についても検討していきます。

- 教育機関の職員・図書館の職員 . . . 別冊資料 11 ~ 12 ページ
(地教行法)
- 第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。
- 2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。
- 3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

【実施状況】

学校以外の教育機関である美里町近代文学館、美里町学校給食施設、美里町小牛田図書館、美里町南郷図書館に所要の職員を置いています。しかし、図書館司書の資格を有する職員のうち1人を除いては非常勤職員です。

【改善策】

前回の点検・評価からの課題ではありますが、改善策を講ずることは非常に難しい状況です。しかし、教育機関の職員のうち非常勤職員が多くを占めている現状については改善していかなければなりません。

学校給食に供する食物の栄養内容 . . . 別冊資料45ページ

(学校給食実施基準)

第四条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

【実施状況】

学校給食実施基準第四条及び別表の学校給食摂取基準に基づき、各学校に配置されている栄養士が献立を作成し学校給食を提供しています。

平成30年11月、県内の一部の市立小中学校で提供されている学校給食が学校給食摂取基準に達していないことが報道され問題となっています。

本町においても調査した結果、一部の栄養価については基準に達していないことが判明しました。

【改善策】

平成31年2月20日に栄養士会を開催し、対応策について検討しました。現在も各校の栄養価については毎月調査したものを教育委員会で取りまとめ栄養士と情報共有しています。今後も各校の栄養価が適正基準を満たす献立の作成に努めてまいります。

(3) 総合計画を推進するための取組

総合計画の第1章に、「生涯を通して学び楽しむまちづくり」として教育政策が掲げられています。平成29年度に教育委員会が取り組んできた総合計画を推進するための取組の状況を政策別にまとめます。また、総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度についても点検・評価いたします。

政策1 社会教育の充実

【目的と取組の方向性】

住民一人一人が学ぶ喜びと尊さを知り、それぞれのライフステージに合った主体的な学習活動を継続的に展開できるように支援していきます。

一人一人が青少年期において学校、家庭、地域社会等の中で必要な社会性を身に着け、また、行動力と向上心、更には郷土愛に満ちた大人として成長できるよう青少年の健全育成に取り組んでいきます。(総合計画)

【実施状況】

1) 青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組(再掲)

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修、小学生を対象とした自然体験塾、町内児童を対象にこどもふれあいまつりを開催しました。

また、姉妹都市であるアメリカ合衆国ウイノナ市との中高生の相互派遣事業を通して国際交流の推進を、中学生戦争・被爆体験講演会、平和パネル展を通して平和学習を推進しました。

2) 地域の教育力を向上させるための取組(再掲)

平成29年度から、地域学校協働活動推進事業として県の補助事業となりましたが、前年度と同様に、協働教育(家庭・学校・地域連携)推進事業を実施しました。内容は未就学児とその家族を対象に実施した家庭教育支援教室、小学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流を行う各種事業の実施です。

また、美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等

を実施しました。また、子どもの基本的な生活習慣について考える講演会を開催しました。

3) 図書館の利用について

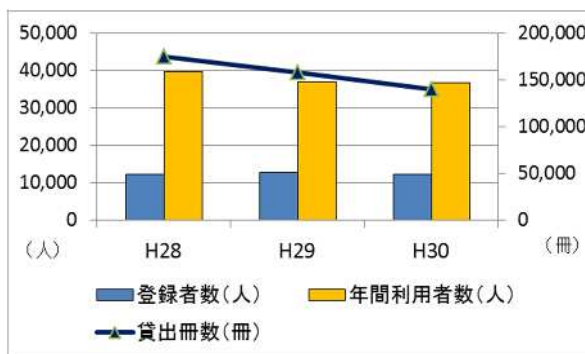
平成30年度

登録者数：12,210人 年間利用者数(延べ)：36,689人
 貸出冊数(延べ)：140,109冊 町民一人当たりの貸出冊数：5.7冊
 (参考：平成29年度)

登録者数：12,685人 年間利用者数(延べ)：37,005人
 貸出冊数(延べ)：157,895冊 町民一人当たりの貸出冊数：6.4冊

図書館の利用状況

項目 \ 年度	H28	H29	H30
登録者数(人)	12,295	12,685	12,210
年間利用者数(人)	39,716	37,005	36,689
貸出冊数(冊)	175,231	157,895	140,109



【点検・評価】

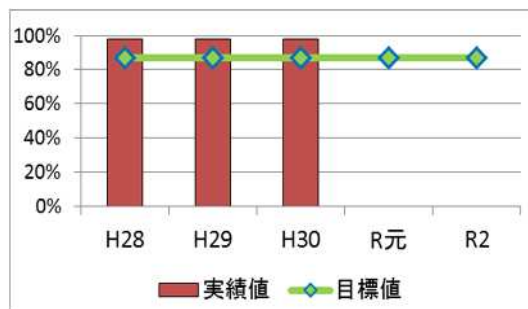
総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

目標値 87% 実績 98% (平成29年度の実績は98%)

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	87%	87%	87%	87%	87%
実績値	98%	98%	98%		

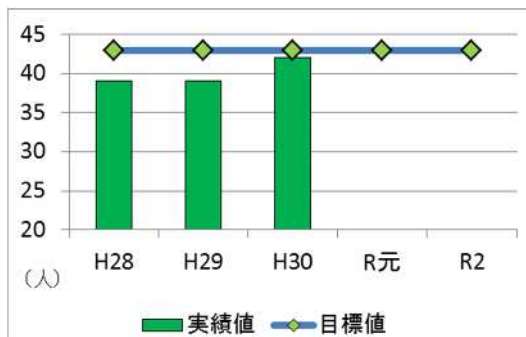


青少年健全育成指導者等の人数

目標値 43人 実績 42人 (平成29年度の実績は39人)

青少年健全育成指導者等の人数

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	43	43	43	43	43
実績値	39	39	42		

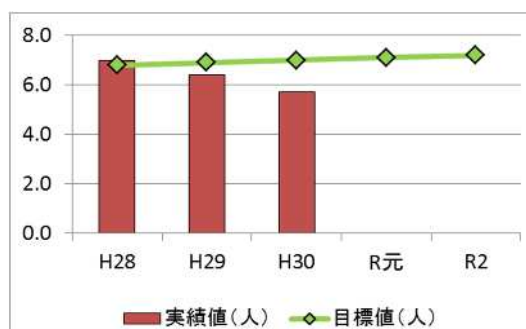


図書館における町民一人当たりの年間図書貸出冊数

目標値 6.9冊 実績 5.7冊 (平成29年度の実績は6.4冊)

図書館における町民一人当たり年間図書貸出冊数

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値(人)	6.8	6.9	7.0	7.1	7.2
実績値(人)	7.0	6.4	5.7		



(目標値達成に向けて)

地域において子ども達に多様な体験活動を提供できるよう、地域の大人を対象に様々な青少年活動支援の方法や実践事例に関する研修会及び情報交換を行います。青少年活動支援に対する理解を深めるとともに、推進できる人材を養成していきます。

子どもの居場所づくり事業関係者、放課後子ども教室事業関係者及び青少年団体等と連携し、青少年健全育成指導員の増員を図っていきます。

目標値に達していない「図書館における町民一人当たりの年間図書貸出冊数」については、比較的利用の少ない若い年齢層(18歳~25歳)の利用者を増やすことに心がけて蔵書を整備していくこと、利用の多い高齢者層向けの資料の提供を行っていきます。また、図書館の企画事業を充実させることによって利用者の拡大を図ることによって、図書貸し出し数の増加を目指します。

政策2 学校教育の充実

【目的と取組の方向性】

小学校及び中学校においては、「知育・徳育・体育」を重視し、基礎学力の定着を図るための教育、一人一人の個性を尊重した人間性豊かな教育及び地域と共に歩む学校づくりに重点的に取り組みます。

就学前の子どもたちは、保育所、幼稚園及び家庭とそれぞれ異なる環境の中で乳幼児期を過ごしています。すべての子どもたちがすくすくと成長できるよう保育及び幼児教育の環境整備を総合的に進めていきます。(総合計画)

【実施状況】

1) 基礎的学力の向上を図るための取組

基礎的学力の向上に向けた取組については、前年度までと同様に、教育委員会事務局に学校教育専門指導員一人を配置したほか、学力向上支援員を各小中学校に1人ずつ配置しています。また、夏季及び冬季の長期休業中や平日放課後等に、希望する中学生を対象にした学び支援コーディネーター等配置事業(複数の相談員等による個別指導学習)を企画・運営するなどの取組から、基礎的学力を向上させるための取組を行ってきました。

2) 計画的な施設整備のための取組 (再掲)

平成30年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

青生小学校サブプール改修工事

南郷中学校電気設備更新工事

小牛田中学校ブロック塀解体工事

不動堂中学校ブロック塀解体工事

不動堂中学校防火シャッター設備交換工事

小牛田中学校給食調理場給湯管改修工事

小中学校及び幼稚園空調設備設置工事 繰越(継続)事業

また、教育委員会では、経年劣化が進む学校施設等の長寿命化を図るため、平成29年度に「美里町学校施設長寿命化計画」を策定しております。

3) 地域に開かれた学校づくりのための取組

地域に開かれた学校づくりを進めるために、住民の協力を得て、各幼稚園及び各小中学校に学校評議員(規則第24条、美里町立学校の学校評議員の設置に関する要綱)を配置いたしました。評議員は、校長(園長)の推薦に

基づき、小中学校で28人、幼稚園で12人を教育委員会からそれぞれ委嘱いたしました。

4) 安全・安心を確保するための取組

町内の各幼稚園及び各小中学校において、昨年度と同様にスクールバスを運行しました。また、朝夕の登下校時における通学路では、地域住民によって街頭指導（見守り）を実施していただきました。

こごた幼稚園及びふどうどう幼稚園の園児がそれぞれ、小牛田中学校及び不動堂中学校と連携して水害時の避難訓練を実施しました。訓練では中学生が園児の手を引いて誘導し校舎の2～3階へ避難しました。また、南郷中学校区では、小中学校及び幼稚園が連携し、一斉の引き渡し訓練を行いました。

5) 学校給食を充実するための取組（再掲）

平成27年度までは、南郷地域の各小中学校及び幼稚園では学校の設置者が実施する学校給食によって、小牛田地域の各小中学校では各学校長が実施する学校給食によって学校給食を提供してきました。

平成28年度からは、小牛田地域の各小中学校においても南郷地域と同様に、学校の設置者が実施する学校給食へ移行しました。

平成29年度から南郷学校給食センターの調理業務等の一部について、民間事業者へ委託して実施しました。また、小牛田地域の幼稚園ではこれまでミルクのみの給食でしたが、平成29年8月から、民間事業者の調理した弁当給食に変更しました。

6) 就学前教育を充実するための取組

教育委員会では、前年度までと同様に、3園の幼稚園において就学前の子どもたちの幼児教育に取り組んできました。

幼稚園における「預かり保育」については、年々その需要が高まっていますが、平成30年度は希望者全てを受け入れることができました。

【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値は、平成32年度において小学生は県平均正答率に対してプラス1ポイント、中学生はプラス0.5ポイントです。この目標値に対する到達度は次のとおりです。

全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差

実績 小学生： 県平均に対し1.0ポイント下回る。

中学生： 県平均に対し4.0ポイント下回る。

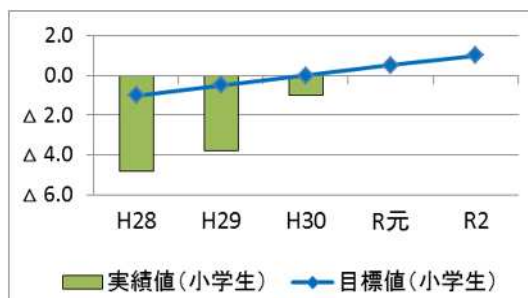
(参考)平成29年度実績

小学生： 県平均に対し3.8ポイント下回る。

中学生： 県平均に対し1.8ポイント下回る。

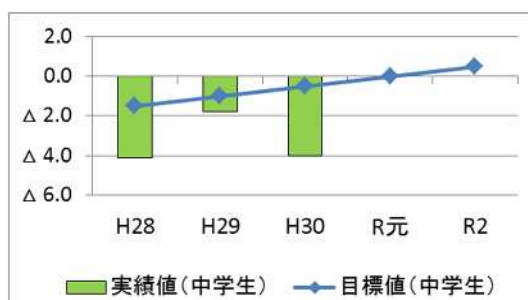
全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差(小学生)

項目	年度				
	H28	H29	H30	R元	R2
目標値(小学生)	1.0	0.5	0.0	0.5	1.0
実績値(小学生)	4.8	3.8	1.0		



全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差(中学生)

項目	年度				
	H28	H29	H30	R元	R2
目標値(中学生)	1.5	1.0	0.5	0.0	0.5
実績値(中学生)	4.1	1.8	4.0		



CRT(目標基準準拠検査)での下位群(評定1)出現率(%)
全小学校平均

平成29年度(算数)	
4学年	25%
5学年	22%
6学年	19%

平成30年度(算数)	
4学年	15%
5学年	24%
6学年	14%

学校評議員会の開催回数

目標値 3回

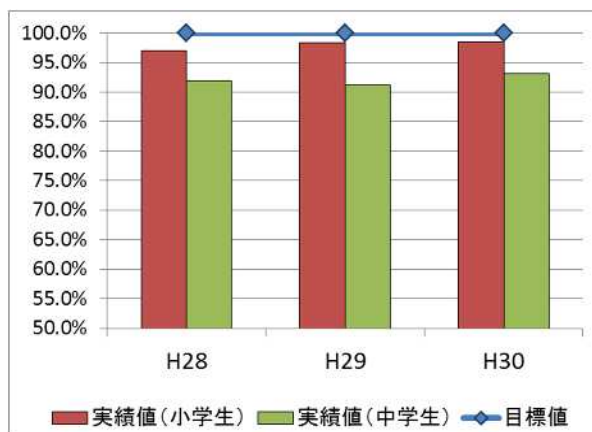
実績 小学校1校では1回、中学校1校では3回の開催でしたが、それ以外の小中学校及び幼稚園では全て2回の開催となりました。

児童生徒の朝食の摂取率（「学習・生活習慣調査」から）

目標値 100% 実績 小学生：98.6%
中学生：93.1%

児童生徒の朝食の摂取率

項目	年度		
	H28	H29	H30
目標値	100%	100%	100%
実績値(小学生)	97.0%	98.4%	98.6%
実績値(中学生)	92.0%	91.2%	93.1%



預かり保育の待機園児数

目標値 0人 実績 0人

（目標値達成に向けて）

「全国学力・学習状況調査の県平均正答率」は、平成32年度において小学生は県平均正答率に対してプラス1ポイント、中学生はプラス0.5ポイント上回ることを目標としていますが、平成30年度は目標を下回ってしまいました。前年度と比較すると小学校については県平均正答率との差が縮まりましたが、中学校については差が開いています。小学校4～6年生が実施したCRT（目標基準準拠検査）について、学力向上支援員が主に指導している算数の結果をみると、平成29年度4、5年生だった児童が、それぞれ進級して5、6年生になると、下位群（評定1）出現率（%）が減少しています。学力向上支援員を全小中学校に1人配置した効果が表れていると考えます。今後も児童生徒の基礎学力の習得を図り、全国学力・学習状況調査の正答率のアップにつなげていきます。

「学校評議員会の開催回数」は3回を目標としましたが、3回開催したのは小学校1校のみで、その他は概ね2回の開催となっています。しかし、半数以上の小中学校で、評議員会の他にも学校行事等で、学校評議員から意見を聴く機会を作っており、その意見については、ほとんどの小中学校で学校運営に活用しています。

地域に開かれた学校づくりを進めるために、今後も年間を通じて、様々な行

事の際に学校評議員から意見をいただき、学校運営に活用していくことといたします。

「児童生徒の朝食の摂取率」の向上については、授業参観などの機会を利用して保護者に直接働きかけること、学校だよりや給食だよりなどのプリントで家庭に働きかけるなど、学校からの働きかけを繰り返し行っていきます。

政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承

「文化・芸術の振興」の政策は、町長が管理執行する事務とされていることから、教育委員会の点検・評価から除いております。

【目的と取組の方向性】

先人から伝承されてきた伝統文化と文化財を次の世代に確実かつ大切に継承するとともに、これらの歴史資料を活用した郷土学習を展開します。また、住民が日常的に郷土の歴史を学べる環境を整備します。（総合計画）

【実施状況】（再掲）

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

- ・文化財保護法に基づき、志賀堂城跡、西館跡、町遺跡、埴沼遺跡、牛飼遺跡において、埋蔵文化財発掘調査を実施しました。
- ・経年劣化により倒壊寸前だった文化財標柱（石の唐櫃）を再設置しました。また新規に文化財指定された天然記念物の文化財標柱を新設しました。さらに化粧坂遺跡、一本柳遺跡、十二神遺跡において標柱の設置許可を更新しました。
- ・関根神楽保存会と不動堂神楽保存会の活動を支援しました。
- ・町の指定無形民俗文化財である関根神楽を、関根鹿島神社境内で行われる関根秋祭りにて継続して奉納しました。また北浦まつり、敬老式、老人クラブ芸能大会などでも舞を披露しました。
- ・「十王山の槻ノ木」を町天然記念物に新規指定しました。
- ・美里町郷土資料館では、夏と秋に一般開放期間を設けるとともに企画展を実施いたしました。またその間体験講座として「まが玉づくり」「拓本教室」「自由研究教室」を実施しました。さらに、その他の期間中は随時来館者を受入、町内外の小学校6校が来館しました。町のインリーダー研修会でも利用されました。
- ・文化財ボランティアを募集し、7名の方が登録されました。登録者には文化財ボランティア養成講習会として「オリエンテーション」「遺物整理（水

洗)」「遺物整理(ネーミング)」「遺物整理(接合)」「収蔵庫めぐり」を実施し、受講いただきました。

- ・宮城県内で発掘調査された遺跡を紹介する「宮城の発掘調査パネル展」を実施しました。また北部管内文化財担当者会議で作成した民俗文化財を紹介するパネルの「巡回展」を行いました。
- ・青生小学校6年生に国指定史跡山前遺跡の現地説明を行いました。本小牛田コミュニティセンター、青生小学校、中埴小学校において、文化財出前講座を実施しました。また不動堂小学校にて、不動堂神楽の上演会を実施し、郷土の歴史についての理解を深めました。
- ・各史跡指定地や史跡公園の適切な維持管理を行いました。国指定史跡山前遺跡公園では、入口部ブロック及び擬木柵の補修を行いました。不動堂史跡公園では強風によって2度に渡って生じた倒木を撤去しました。
- ・国指定史跡山前遺跡ほか5遺跡について、文化財パトロールを実施し、宮城県教育委員会に報告しました。
- ・文化財保護委員会に「美里町の文化財保護活用のあり方について」「美里町郷土資料館のあり方について」を諮問しました。その結果、「美里町文化財保護活用方針(案)」「美里町郷土資料館方針(案)」として答申がなされ、教育委員会定例会にて審議いたしました。

【点検・評価】

平成30年度は関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務が実施されました。今後も同様に取り組んでいきます。町の文化財保護活用や郷土資料館のあり方について、文化財保護委員会により答申がなされ、教育委員会でも議論がなされ、町としての方向性が見えてきました。今後は、地域計画や各指定文化財の個別計画の策定を進めるとともに、歴史的価値の高い文化遺産の調査を進め、文化財指定の推進を目指します。しかし一方で、施設の増加とともに教育委員会事務局職員の負担が増加していますので職員体制等の見直しも必要と考えます。

政策4 社会体育の振興

「社会体育の振興」は、町長が管理執行する事務とされていることから、教育委員会の点検・評価から除いております。

評価委員会からの意見

美里町教育委員会評価委員会委員

氏名	経歴等	行政区	備考
齋藤 寧	元美里町立青生小学校長	牛飼2区	会長
邊見 俊三	元宮城県立古川養護学校長	二又	
新田 耕一	元美里町立南郷小学校PTA会長	下二郷1	

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

第1回会議 令和元年 7月 9日(火)

第2回会議 令和元年 7月29日(月)

第3回会議 令和元年 8月 7日(水)

1 点検・評価の対象と方法について

(1) 点検・評価の対象

- 1) 地教行法第21条に規定された教育に関する事務は、教育委員会に職務権限が与えられ教育委員会が責任を持って果たすべき職務である。そのため、国の法律に規定された教育に関する事務を教育委員会がどのように処理しているのかを点検・評価するため、地教行法第21条各号に規定されている事務を対象項目とすることは妥当といえる。
- 2) 美里町教育振興基本計画を踏まえ、3つの項目に分けて点検・評価の対象としたのは、効果的な教育行政の推進上からも適切である。

(2) 点検・評価の方法

- 1) 点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れと教育委員会と評価委員会との関係を明確に表していることは有効である。
- 2) 具体的な点検・評価の作業に、前年度に実施した点検・評価によって発見された改善点、また改善すべき課題がその後どのように改善されているか、その状況を明示していることは点検・評価の観点から有効である。改善状況の項目の中には、「改善されていない」項目が4項目になり努力の跡がうかがわれる。今後もさらに改善できるよう要望する。

- 3) 教育委員会が管理運営及び執行する事務について、関係法令が順守されているかを点検した関係法令チェックシートは、大変わかりやすく、適切な資料として活用できる有意義な取組である。
- 4) 「関係法令チェックシート」の中に、「20) 町の条例・第7編第1章教育委員会」が加えられ、詳細に理解できる。
- 5) 「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価のためのアンケート調査」が実施され、小中学校や幼稚園の現場の声とともに、現場での教育に関する取組が理解できる貴重なアンケートといえる。
- 6) 点検・評価の有効活用と客観性のある意見書の作成に当たり、評価委員として、幼稚園、小学校、中学校の教育現場を見学できる機会があればと思う。

2 点検・評価の結果について

(1) 総合的な意見

- 1) 報告書全体において図表化が図られわかりやすくなっている。また、点検・評価の結果にも同様に図表やグラフを取り入れたことにより、年度毎の比較や分析がしやすくなっている。
- 2) 総合計画を推進するための取組みに関しては、政策に対する【目的と取組の方向性】・【実施状況】・【点検・評価】の項目に加え「(目標値達成に向けて)」の項目が設定され、今後どのように取り組むか明確に示されている。なお達成に向けて一層の努力を期待する。
- 3) 評価委員会が早い時期に実施されたことは、スピード感があり実効性が期待される。
- 4) 施策の実施状況が詳細に記述されており、課題点や改善策も明確で効果的な検証である。
- 5) 前年の課題の多くが改善されつつあり、前向きに努力している姿勢がみてとれる。

(2) 教育委員会の会議運営、教育委員の活動状況について

- 1) 定例会と臨時会は計画性があり慎重で迅速な審議が行われており、その機能が果たされている。審議内容も多岐にわたっており、特に社会問題になっている「いじめ・不登校対策」や教育現場の課題である「基礎学力向上対策」の審議が継続されているが、活発な話し合いが行われていると思われる。会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫があってもよい。

- 2) 教育委員は年間通して多くの行事に参加されていることに敬意を表します。教育委員は非常勤職としての性格から活動への参加が十分に確保できないと思われるが、今後とも保護者や教育現場、多様な住民の声を聴くことで、課題を捉え、教育施策を検証し、次年度の改善策につなげていくことを期待する。

(3) 学力向上のための施策について

- 1) 学校教育専門指導員、青少年教育相談員など経験者を専従職員として配置し、指導や助言の体制が整ってきているようだが、学習面で取り残される子供が出ないように、基礎学力の向上に力を入れてほしい。
- 2) 学力に関するアンケート調査集計結果表は大変参考になる資料であり、学業不振対策や学力向上施策に役立て欲しい。
- 3) 児童生徒の学力が少しずつアップしており、学力向上支援員の指導に一定の評価が見られる。今後とも学校と教育委員会が連携して基礎学力向上に向けての更なる取り組みと成果に期待したい。

(4) いじめ防止対策、不登校対策について

- 1) いじめに関しては、どんな小さなことも見逃さず、重大事態にならないように学校、行政、家庭がしっかり連携することを望む。
- 2) いじめや不登校問題は全国的に社会問題になっているが、美里町では「美里町いじめ防止等基本方針」に基づき、定期的の実態調査を行い迅速に対応していることが伺われる。今後とも学校と教育委員会が連携し、問題行動等の早期発見、早期対応に努めていただきたい。

(5) 施設整備について

- 1) 学校敷地内の調査の結果、現在の建築基準法に適合していないブロック塀を事故がおきる前に迅速に撤去したことは、安全面において重要であり評価できる。

(6) 研修について

- 1) 35ページの8)「校長、教員その他の教育機関職員の研修に関すること」において、教育委員会主催の研修内容が具体的に表で明示されていること、また研修前の資料提出や研修後のアンケート調査が実施され子どもたちの教育に活かされていることが理解でき、教育委員会や学校現

場の努力が理解できる。

- 2) 研修内容は長期的な展望に立った専門的研修が多く、教育現場の今日的課題に基づいたものであり適切である。研修成果については効率的な伝達講習会の開催や校内研修会などにつなげていくための工夫が求められる。今後とも教師一人一人の職能の向上に努め、学校全体の教育力が高められる支援を期待したい。

(7) 社会教育について

- 1) 社会教育に関してはこれまで計画書がなかったが、平成30年度に「美里町教育振興基本計画」が策定されたことにより、計画的な取組ができるようになった。今後に期待したい。

(8) 学校評議員の活用について

- 1) 学校評議員に関するアンケート調査集計結果から各学校では評議員の意見を学校運営に反映していることが伺われた。また、評議員の活用にあたっては、各学校や地域の実情を踏まえている。
学校評議員に関しての教職員の考えや課題を調査項目に入れてはどうか。

(9) 職員の配置について

- 1) 正規職員の配置については、子どもの安全、保育、教育を保障し、教職員の人材の育成を図る上からも重要な課題である。改善策に当たり多くの難題があると思われるが、関係機関や住民の声等を幅広く聴きながら進めて欲しい。
- 2) 非常勤職員が正規職員より多い現状については、少しでも改善できるよう町当局に働きかけを続けてほしい。

(10) 教育相談について

- 1) 教育相談員をはじめスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが子ども、保護者、教師が抱える問題に対して、きめ細かく相談に当たるなど充実した相談活動が伺われる。今後とも教育相談員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用及び関係機関との連携の在り方を含め、より一層充実した教育相談活動を期待する。

(11) 学校給食について

- 1) 法令点検の中で「学校給食に供する食物の栄養内容…」について、改善策として現場を預かる栄養士会を開催するとともに、各校の毎月の栄養価調査を実施し教育委員会と栄養士が共有し適正な献立の作成に努力していくことは、食育にもつながり学校現場（子どもたち）はもちろん家庭としても安心して給食を受けられるものと考えます。
- 2) 学校給食に関しては、栄養価の全体のバランスがとれた献立になるよう工夫してほしい。

(12) 広報等について

- 1) 町民の関心が高い中学校再編問題では、意見交換会を数多く開催しアンケートを実施するなど、地域住民の声にしっかり耳をかたむけ、拙速にならず町民目線で慎重に進めている姿勢に好感が持てる。今後も町民の意見をしっかり聴きながら教育行政を前に進めることを望みます。

まとめ

1 課題と改善策

- 2 では、前年度の点検・評価で明らかになった課題について、その改善の状況を確認しました。しかし、その中でも、未だ改善できていない課題が4項目ありました。

初めに、前年度から未解決として積み残されている課題について、改善に向けた今後の取組を検討します。

次に、 の「評価委員会からの意見」の中で指摘のあった課題について、改善に向けた今後の取組を検討します。

最後に、前年度から未解決として積み残されている課題、及び評価委員会の「意見」の中で指摘のあった課題のほかに、教育委員会として改善しなければならないと考える改善点を取り上げ、改善に向けた今後の取組を検討します。

(1) 未解決となっている前年度の課題と改善策

1) 教育委員会の議事録の公開に遅れが生じている。

教育委員会の議事録については、必要な事項を記載し作成していますが、ホームページや行政情報コーナーへの公開に関しては、前年度同様に遅れが生じてしまいました。

議事録の作成、承認及び公開までのフローチャートを作成して、会議終了後は速やかに業務を行い、遅れを生じないように改善してまいります。

2) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

幼稚園においては、正規採用職員が26人であるのに対して非常勤職員は49人となっています。非常勤職員が多いのは、町の人事体制全体の問題ではありますが、幼稚園においては、雇用の形態(時間帯)が多様化していることから、正規採用の常勤職員ではなく、非正規採用の非常勤職員が多くなってきている事情があります。

そのような中でも、担任教諭などについては正規採用の常勤職員を配置するように努めてまいります。また、幼稚園の運営形態の在り方について、今後も検討してまいります。

- 3) 旧中埴小学校敷地内のプールや給食棟など、無人の施設は早めに撤去し安全を確保する必要がある。敷地についても「町民が活用できるような方法」を考えてほしい。

旧中埴小学校敷地内に残っている、学校プール及び旧給食棟については、なるべく早く解体撤去するように進めてまいります。

敷地の活用については、将来のまちづくりの視点から、町行政全体で検討してまいります。

- 4) 平成30年度において県内一部の学校で、学校給食の栄養摂取基準に満たない給食が提供されて問題になっているが、本町においては早急に調査を行い、足りない部分があれば速やかに改善してほしい。

本町の学校給食が、国の定める栄養摂取基準に対してどのような値になっているかについては平成30年11月以降調査を実施しました。その結果本町においても一部の栄養価については基準に達していないことが判明しましたため、平成31年2月20日に栄養士会を開催し、対応策について検討しました。

現在も各校の栄養価については毎月調査したものを教育委員会で取りまとめ栄養士と情報共有しています。今後も各校の栄養価が適正基準を満たす献立の作成に努めてまいります。

(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策

- 1) 点検・評価の有効活用と客観性のある意見書の作成に当たり、評価委員として、幼稚園、小学校、中学校の教育現場を見学できる機会があればと思う。

次年度の点検・評価においては、教育現場を見学できるように調整します。

2) 定例会と臨時会は計画性があり慎重で迅速な審議が行われており、その機能が果たされている。審議内容も多岐にわたっており、特に社会問題になっている「いじめ・不登校対策」や教育現場の課題である「基礎学力向上対策」の審議が継続されているが、活発な話し合いが行われていると思われる。会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫があってもよい。

平成30年度での教育委員会では、秘密会以外の会議については全て公開で実施しましたが、傍聴者は延べ5人とどまりました。今後もより多くの住民が傍聴できるよう工夫してまいります。

3) 教育委員は年間通して多くの行事に参加されていることに敬意を表します。教育委員は非常勤職としての性格から活動への参加が十分に確保できないと思われるが、今後とも保護者や教育現場、多様な住民の声を聴くことで、課題を捉え、教育施策を検証し、次年度の改善策につなげていくことを期待する。

これまでも学校行事や指導主事訪問等の機会をとらえながら、教育現場の意見等の把握に努めてきました。今後も様々な機会をとらえて意見を聴くこととします。また、住民との意見交換会を適宜開催するなど、保護者や多様な住民の声を聴くよう努めてまいります。

4) 学校教育専門指導員、青少年教育相談員など経験者を専従職員として配置し、指導や助言の体制が整ってきているようだが、学習面で取り残される子供が出ないように、基礎学力の向上に力を入れてほしい。

児童生徒の学力が少しずつアップしており、学力向上支援員の指導に一定の評価が見られる。今後とも学校と教育委員会が連携して基礎学力向上に向けての更なる取り組みと成果に期待したい。

本町においては、教育委員会に学校教育専門指導員を専従で配置し、各学校に対して指導を行っています。また、学力向上支援員を全ての小中学校に配置し、主に算数・数学の基礎学力の向上に努めています。

今後も学校と教育委員会とが連携しながら基礎学力の向上に努めます。学力向上支援員についても研修会等を定期的で開催し、指導方法や問題点等を検証しながら進めてまいります。

5) いじめに関しては、どんな小さなことも見逃さず、重大事態にならないように学校、行政、家庭がしっかり連携することを望む。

いじめや不登校問題は全国的に社会問題になっているが、美里町では「美里町いじめ防止等基本方針」に基づき、定期的の実態調査を行い迅速に対応していることが伺われる。今後とも学校と教育委員会が連携し、問題行動等の早期発見、早期対応に努めていただきたい。

本町においては、「美里町いじめ防止等基本方針」を策定し、各小中学校においては町の方針に基づきそれぞれ「学校いじめ防止基本方針」を定めて取り組んでいます。いじめ、不登校については教育委員会直通の相談窓口を設置しているほか、毎月各学校から報告を求め、青少年教育相談員を中心に対応しています。また、定期的に各学校を巡回訪問しながら、いじめ等の早期発見を心掛けています。

今後も学校と教育委員会との連携を図りながら、いじめ防止及びいじめ等の早期発見、早期解消に努めてまいります。

6) 学校評議員に関するアンケート調査集計結果から各学校では評議員の意見を学校運営に反映していることが伺われた。また、評議員の活用に当たっては、各学校や地域の実情を踏まえている。

学校評議員に関しての教職員の考えや課題を調査項目に入れてはどうか。

以前から「教職員の意見を点検・評価に反映することはできないか」という評価委員会の指摘がありましたので、平成30年度に実施した点検・評価報告書を各学校に示して意見を求めました。また今回の点検・評価を実施する際には、いくつかの項目について各校にアンケート調査を実施し、点検・評価に教職員の意見を反映しました。

教育委員会と各学校との情報共有及び連携を図る上でも、今後も引き続きこの作業を継続したいと考えています。その際にはアンケート調査の項目や調査内容について工夫してまいります。

7) 正規職員の配置については、子どもの安全、保育、教育を保障し、教職員の人材の育成を図る上からも重要な課題である。改善策に当たり多くの難題があると思われるが、関係機関や住民の声等を幅広く聴きながら進めて欲しい。

非常勤職員が正規職員より多い現状については、少しでも改善できるよう町当局に働きかけを続けてほしい。

平成30年度で教育委員会が任命権を有する職員については、正規採用職員が60人であるのに対して、非常勤職員は137人となっています。

非常勤職員が多いのは、町の人事体制全体の問題であり、教育委員会のみで改善策を講ずることは難しい課題であります。教育機関の職員のうち非常勤職員が多くを占めている現状については改善していく必要がありますので、今後も人事担当課と検討してまいります。

(3) その他、改善すべき課題と改善策

1) 平成30年度において、上半期に開催した教育委員会の会議の議事録については、概ね次の定例会で承認を受けることができたが、下半期に開催した教育委員会の会議の議事録については遅れがあり、次の定例会において承認を受けられなかった。

前年度の点検評価では議事録の公開の遅れが課題でしたが、平成30年度においては、議事録の承認についても遅れが生じてしまいました。

事務局職員の業務量の多さが主な原因とは考えられますが、教育委員会としての説明責任が果たされていないことにもなります。

議事録の作成、承認及び公開までのフローチャートをしっかり立てて、会議終了後は速やかに業務を行い、遅れを生じないように改善してまいります。

2 来年度の点検・評価に向けて

令和元年度の点検・評価（対象年度：平成30年度）も引き続き、教育委員会が所管する事務のうち「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理、執行する事務」及び「総合計画を実現するための取組」の3つを対象に点検・評価を行いました。

前回の点検・評価の中で一番の課題であったのは、点検・評価の実施時期が遅くなってしまったことでした。今回の点検・評価については早い時期から作業に取り組んだことで、8月に報告書をまとめることができました。その結果、次年度に向けて改善策を講じることができると考えています。また、今年度中に取り組める課題については早速取り組んでまいります。

前回の点検・評価では、前年度から引き続き未解決となっている課題が多ありましたが、今回は一部解消したものもあり、未解決となっている課題が減少しました。しかし、全てが解消されたわけではありませんので、引き続き改善に向けて努力してまいります。教育委員会だけでは改善することが難しい課題もありますが、一つ一つ改善していけるよう、また、改善できなくても少しでも改善に近づけるように努めてまいります。

今回の点検・評価においては、教職員の意見を点検・評価に反映するために、まず平成30年度に実施した点検・評価報告書（対象年度：平成29年度）を各学校に示して意見を求め、さらに令和元年度の点検・評価報告書（対象年度：平成30年度）を作成する際には、いくつかの項目について各学校にアンケート調査を実施しました。その結果、これまでの教育委員会での評価とは異なる意見があり、教育委員会で点検・評価する際に、それらの意見を参考にしました。評価委員会からも、小中学校や幼稚園の現場の声とともに、現場での教育に関する取組が理解できる貴重なアンケートであるとの意見をいただいておりますので、教育委員会と各学校との情報共有及び連携を図る上でも、今後も引き続きこの作業を継続したいと考えています。